

平成 2 6 年 第 6 回

芦北町議会 1 2 月定例会会議録

開会 平成 2 6 年 1 2 月 9 日

閉会 平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日



熊本県芦北町議会

平成 2 6 年 第 6 回 芦 北 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

月 日	曜日	会 議 ・ 休 会 そ の 他
1 2 ・ 9	火	本会議（開 会） 会期の決定 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 請願審議 議案審議 請願・陳情の委員会付託 （散 会）
1 0	水	休 会（議事整理）
1 1	木	休 会（議事整理）
1 2	金	本会議（開 議） 請願・陳情審議 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（12月9日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	5
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	12
日程第1 会議録署名議員の指名	12
日程第2 会期の決定について	12
日程第3 諸報告	12
議長諸般の報告	
行政報告	
日程第4 町長の提案理由説明	12
日程第5 請願第2号 消費税10%への引き上げ中止を求める意見書提出 を求める請願について	13
日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第5号）	15
日程第7 議案第57号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第6号）	16
日程第8 議案第58号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）	22
日程第9 議案第59号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	23
日程第10 議案第60号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算 （第1号）	24
日程第11 議案第61号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正 予算（第1号）	25
日程第12 議案第62号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算 （第2号）	26
日程第13 議案第63号 平成26年度芦北町水道事業会計補正予算 （第1号）	27
日程第14 議案第64号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	28

日程第15	議案第65号	芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
日程第16	議案第66号	芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について……	30
日程第17	議案第67号	芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第18	議案第68号	芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第19	議案第69号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第20	議案第70号	芦北町総合計画（第二次）を定めることについて……	33
日程第21	同意第3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	41
日程第22	同意第4号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	42
日程第23	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	44
日程第24	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	45
(一括議題＝日程第25から日程第29まで)			
日程第25	請願第3号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について……………	45
日程第26	請願第4号	介護従事者の処遇改善を求める請願について……………	45
日程第27	請願第5号	介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について……………	45
日程第28	請願第6号	国民健康保険財政に関する請願について……………	46
日程第29	陳情第6号	手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について……………	46
7	散 会……………		46
第2号（12月12日）			
1	議事日程……………		49
2	出席議員氏名……………		49

3	欠席議員氏名	50
4	説明のため出席した者の職氏名	50
5	事務局職員出席者	50
6	開 議	55
	(一括議題＝日程第 1 から日程第 5 まで)	
日程第 1	請願第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について	55
日程第 2	請願第 4 号 介護従事者の処遇改善を求める請願について	55
日程第 3	請願第 5 号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について	55
日程第 4	請願第 6 号 国民健康保険財政に関する請願について	55
日程第 5	陳情第 6 号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について	55
日程第 6	一般質問	57
(1)	坂本登議員第 1 回目一般質問	58
	○竹崎町長答弁	59
	○宮下福祉課長答弁	59
	○楠原住民生活課長答弁	61
	○寺川企画財政課長答弁	61
(2)	坂本登議員第 2 回目一般質問	62
	○宮下福祉課長答弁	62
(3)	坂本登議員第 3 回目一般質問	62
	○楠原住民生活課長答弁	63
(4)	坂本登議員第 4 回目一般質問	64
	○竹崎町長答弁	66
(5)	坂本登議員第 5 回目一般質問	67
	○竹崎町長答弁	68
(6)	坂本登議員第 6 回目一般質問	68
(1)	寺本順一議員第 1 回目一般質問	69
	○竹崎町長答弁	70
	○園川商工観光課長答弁	70
(2)	寺本順一議員第 2 回目一般質問	71
	○園川商工観光課長答弁	71
(3)	寺本順一議員第 3 回目一般質問	71

○竹崎町長答弁	72
(4) 寺本順一議員第4回目一般質問	72
○竹崎町長答弁	72
(5) 寺本順一議員第5回目一般質問	72
○園川商工観光課長答弁	72
(6) 寺本順一議員第6回目一般質問	72
○竹崎町長答弁	73
(7) 寺本順一議員第7回目一般質問	73
○竹崎町長答弁	73
(8) 寺本順一議員第8回目一般質問	74
○竹崎町長答弁	75
(9) 寺本順一議員第9回目一般質問	76
○竹崎町長答弁	76
(10) 寺本順一議員第10回目一般質問	76
○竹崎町長答弁	77
(11) 寺本順一議員第11回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	77
(12) 寺本順一議員第12回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	78
(13) 寺本順一議員第13回目一般質問	78
○竹崎町長答弁	79
(14) 寺本順一議員第14回目一般質問	79
○竹崎町長答弁	79
(15) 寺本順一議員第15回目一般質問	80
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	80
○竹崎町長答弁	82
○山元建設課長答弁	82
○早川総務課長答弁	82
○宮下福祉課長答弁	82
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	83
○竹崎町長答弁	84
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	84
○早川総務課長答弁	85
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	85

○竹崎町長答弁……………	86
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問……………	87
○竹崎町長答弁……………	87
○早川総務課長答弁……………	87
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問……………	88
○山元建設課長答弁……………	88
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問……………	88
○山元建設課長答弁……………	88
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問……………	89
○藤崎副町長答弁……………	89
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問……………	89
○竹崎町長答弁……………	89
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問……………	90
(一括議題＝日程第7から日程第10まで)	
日程第7 総務常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出……………	90
日程第8 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出……………	90
日程第9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出……………	90
日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査（所掌事務）の申出……………	90
追加日程第1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出……………	90
7 閉 会……………	91

平成26年第6回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年12月9日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- | | | |
|--------|----|---|
| 日程第 1 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 3 | 諸報告
議長諸般の報告
行政報告 |
| 日程第 4 | 4 | 町長の提案理由説明 |
| 日程第 5 | 5 | 請願第 2 号 消費税 10%への引き上げ中止を求める意見書提出
を求める請願について |
| 日程第 6 | 6 | 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 26 年度芦北町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 7 | 7 | 議案第 57 号 平成 26 年度芦北町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 8 | 8 | 議案第 58 号 平成 26 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 9 | 議案第 59 号 平成 26 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算
（第 2 号） |
| 日程第 10 | 10 | 議案第 60 号 平成 26 年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算
（第 1 号） |
| 日程第 11 | 11 | 議案第 61 号 平成 26 年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正
予算（第 1 号） |
| 日程第 12 | 12 | 議案第 62 号 平成 26 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算
（第 2 号） |
| 日程第 13 | 13 | 議案第 63 号 平成 26 年度芦北町水道事業会計補正予算（第 1
号） |
| 日程第 14 | 14 | 議案第 64 号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 15 | 議案第 65 号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について |

- 日程第 16 議案第 66 号 芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 67 号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 68 号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 69 号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 70 号 芦北町総合計画（第二次）を定めることについて
- 日程第 21 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（一括議題＝日程第 25 から日程第 29 まで）

- 日程第 25 請願第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について
- 日程第 26 請願第 4 号 介護従事者の処遇改善を求める請願について
- 日程第 27 請願第 5 号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について
- 日程第 28 請願第 6 号 国民健康保険財政に関する請願について
- 日程第 29 陳情第 6 号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について

（散 会）

2 出席議員（15人）

1 番 荒 川 知 章 君
 3 番 宮 内 道 則 君
 5 番 古 村 逸 男 君
 7 番 草 野 安 道 君

2 番 坂 本 登 君
 4 番 寺 本 順 一 君
 6 番 白 坂 康 浩 君
 8 番 前 田 徹 一 君

9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 藤 井 公 明 君
16番 寺 本 修 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
15番 水 口 宣 之 君

3 欠席議員（1人）

14番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	早 川 純 一 君	企画財政課長	寺 川 健 一 君
税 務 課 長	江 上 繁 君	住民生活課長	楠 原 清 照 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	山 元 信 作 君
上下水道課長	坂 口 俊 司 君	会計管理者兼 会 計 室 長	一 丸 喜八郎 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次長(課長補佐) 福 田 貴 司 君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成26年10月1日（水）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 議案第18号 専決処分の報告及び承認について
専決第2号 水俣芦北広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部改正について（承認）
議案第19号 水俣芦北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（可決）
報告2件
- 3 議員研修
期 日 平成26年10月22日（水）～24日（金）
場 所 長野県南箕輪村、小布施町
内 容 南箕輪村 議会活性化への取り組みについて
小布施町 花のまちづくり（オープンガーデン）と観光振興について
小川の庄 「おやき」の特産品化と雇用対策について
- 4 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成26年10月27日（月）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 5 熊本県町村議会議長会理事会議
期 日 平成26年10月30日（木）
場 所 自治会館
議 題 九州・全国議長会関係事項等の報告ほか
- 6 熊本県町村議会議員研修会
期 日 平成26年11月6日（木）
場 所 益城町文化会館

内 容 講演「人口減少時代の自治体議会」

講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授

金 井 利 之 氏

7 町村議会議長全国大会

期 日 平成26年11月12日（水）

場 所 NHKホール（東京都）

議 事 要望、決議、特別決議、実行運動方法協議

特別講演 「日本の将来－農山村と都市の共生」

講師 東京大学名誉教授 大 森 彌 氏

8 水俣芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の早期実現に関する後期要望活動

期 日 平成26年11月13日（木）～14日（金）

場 所 各関係省庁及び県選出国會議員

9 南九州西回り自動車道建設促進大会

期 日 平成26年11月19日（水）

場 所 ホテルルポール麹町（東京都）

10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

期 日 平成26年11月21日（金）

場 所 自治会館

議 題 ・熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定外4件
（原案可決5件）

・一般質問3名

11 熊本県町村議会議長会理事韓国訪問

期 日 平成26年11月27日（木）～29日（土）

場 所 韓国（忠清南道、ソウル）

平成26年12月9日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第34号
平成26年12月5日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成26年11月30日

3. 検査実施日

平成26年12月5日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,760,181,460 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,087,379,375 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	50,056,194 円
	計	6,897,617,029 円
水道事業会計		217,941,973 円

議員派遣の結果報告

1 議員研修

目 的 議会の活性化に資するため

派遣場所 長野県南箕輪村、小布施町

期 日 平成26年10月22日（水）～24日（金）

派遣議員 議員12名参加

内 容 南箕輪村 議会活性化への取り組みについて

小布施町 花のまちづくり（おぶせオープンガーデン）と観光振興について

小川の庄 「おやき」の特産品化と雇用対策について

2 熊本県町村議会議長会議員研修会

目 的 議会の活性化に資するため

派遣場所 益城町文化会館

期 日 平成26年11月6日（木）

派遣議員 議員10名参加

内 容 講演「人口減少時代の自治体議会」

講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授

金 井 利 之 氏

3 第24回全国消防操法大会

派遣場所 東京臨海広域防災公園

期 日 平成26年11月7日（金）～8日（土）

派遣議員 水口副議長、寺本総務常任委員会副委員長

4 熊本県町村議会議長会広報研修会

目 的 議会広報の活性化に資するため

派遣場所 自治会館 講堂

期 日 平成26年11月19日（水）

派遣議員 議会広報特別委員5名参加

内 容 （1部）第12回熊本県町村議会広報コンクール表彰

広報コンクール講評

（2部）議会広報クリニック

「入賞作（熊本県及び全国）に学ぼう」

講師 熊本日新聞社N I E 専門委員・熊本大学客員教授

越 地 真一郎 氏

5 広報特別委員会視察研修

目 的 議会広報の活性化に資するため

派遣場所 佐賀県基山町議会

期 日 平成26年11月20日（木）

派遣議員 議会広報特別委員4名参加

内 容 議会広報活動等について

平成26年12月9日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成26年第6回芦北町議会定例会請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H26.11.7 請願第3号	熊本市中央区 神水1-20-15	熊本県医療労働組 合連合会 執行委員長 田中 直光 (紹介議員： 坂本 登)	安全・安心の医療・ 介護の実現と夜勤改 善・大幅増員を求め る請願	文教厚生 常任委員会
H26.11.7 請願第4号	熊本市中央区 神水1-20-15	熊本県医療労働組 合連合会 執行委員長 田中 直光 (紹介議員： 坂本 登)	介護従事者の処遇改 善を求める請願	文教厚生 常任委員会
H26.11.7 請願第5号	芦北町大字 湯浦66-25	水俣芦北地域社会 保障推進協議会 山近 茂 (紹介議員： 坂本 登)	介護保険制度と介護 従事者の処遇改善に 関する請願	文教厚生 常任委員会
H26.11.7 請願第6号	芦北町大字 湯浦66-25	水俣芦北地域社会 保障推進協議会 山近 茂 (紹介議員： 坂本 登)	国民健康保険財政に 関する請願	文教厚生 常任委員会
H26.9.5 陳情第6号	熊本市中央区 水前寺6-9-4	一般財団法人熊本 県ろう者福祉協会 理事長 福島 哲美	手話言語法（仮称） 制定について国への 意見書提出を求める 陳情	文教厚生 常任委員会

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

定刻前ですが、全員おそろいですので始めさせていただきます。

おはようございます。

ただいまから平成２６年第６回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君から欠席届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、９番 元山君及び１０番 宮尾君の二人を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、１２月１２日までとする答申がっております。本日から１２月１２日までの４日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から１２月１２日までの４日間に決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第３「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第４「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会１２月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走のお忙しい中に御出席いただき、ありがとうございます。

さて、本定例会に付議しました議案の提案理由について、その概要を申し上げます。

まず、衆議院解散に伴う選挙経費を計上しました平成２６年度芦北町一般会計補正予算（第５号）に係る専決処分の承認１件、平成２６年度芦北町一般会計補正予算（第６号）及び特別会計に係る補正予算並びに水道事業会計に係る補正予算、合計７件を提案しております。

また、芦北町一般職の職員の給与に関する条例ほか５件の条例改正、さらに芦北町の地域づくりの最上位に位置付けられる芦北町総合計画を定めることについて提案しております。

併せまして、芦北町教育委員会委員の任命及び人権擁護委員の推薦に係る人事案件４件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

**日程第５ 請願第２号 消費税１０％への引き上げ中止を求める意見書提出を求める
請願について**

○議長（寺本修一君） 日程第５、請願第２号「消費税１０％への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願について」を議題とします。

それでは、総務常任委員会に付託されました閉会中の継続審査としておりました事件について、委員長の報告を求めます。草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

平成２６年９月定例会において、当委員会に付託されておりました請願第２号、消費税１０％への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願について、去る１１月２５日に、紹介議員である坂本議員に説明のため出席を求め、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

この請願は、町民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税１０％への増税を中止することを国に対し意見書の提出を求めるという主旨のものでございます。

審査の中では、委員から、主旨は理解しているが、地方の自治体は国の政策につながるところもあり、一自治体で取り扱うのはどうかと思うという意見や、今回、

消費税１０％への引き上げが１年半先送りになったことに加え、衆議院議員選挙が行われるなど、この請願が提出された時期から状況が変わってきているので、今回は見送りにしたらどうかとの意見があり、採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。坂本議員。

○２番（坂本 登君） 請願第２号、消費税１０％への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願について、委員長報告不採択について反対討論を行います。

委員長報告では、地方自治体は国の政策につながることもあり、一自治体で取り扱うのはどうか、また１０％への引き上げが１年半先送りになったなどの理由で不採択すべきと決しましたと報告を今受けました。

政府は、２０１７年４月には経済状況に関係なく消費税１０％へ必ず上げるとしていますが、とんでもありません。消費税に頼らずアベノミクスで大もうけして、なお優遇措置により減税されている大企業や富裕層に応分の負担を求めるべきです。本年４月より、消費税率が８％となり、町民の生活と景気に大打撃を与えています。安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、大企業や大株主への効果が出ていると報道されています。

しかし、食料品やガソリンなどの値上げで、私たちの暮らしは苦しくなる一方です。多くの町民は景気回復を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。芦北町での経済の疲弊し、中小零細企業は景気回復の実感はありません。４月からの８％増税で、消費税が１０％に増税されれば、店を閉めるしかない、これ以上どう、どこを切り詰めて暮らせというのかと、かつてない切実な声が高まっています。

消費税は、そもそも低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれば、町民の消費はさらに落ち込み、芦北町の地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を添加できない中小零細業者の経営を追い込み、消費税１０％増税によって、倒産や廃業が増えることは避けることはできないでしょう。

そこで、働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、やがて芦北町の財政にも深刻な打撃を与えることとなります。政府がやるべきことは、国民の暮らし、地域経

済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税１０％への増税を先送り実施ではなく、きっぱり中止することです。

町民の切実な実態と声を受け止め、議員各位におかれましては消費税１０％への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願について、採択していただきますようお願い申し上げまして、請願第２号、消費税１０％への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願について、委員長報告不採択について、反対討論を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。寺本順一君。

○４番（寺本順一君） 委員長の報告に対しまして、賛成の意見を申し上げます。

我が国は、高齢化と人口減少の同時進行という危機に直面しております。現状のままでは、今後、社会保障制度の維持も難しくなる恐れがあります。今後、日本経済の明確な将来像や財政再建には最重要課題であります。

このような問題を解決するためには、消費税１０％を引き上げることは最もふさわしい手段であり、賛成するものであります。

よって、消費税１０％への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願については反対でございます。以上。

○議長（寺本修一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで討論を終わります。

これから請願第２号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

請願第２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、請願第２号は不採択とすることに決定しました。

—————○—————

日程第６ 承認第８号 専決処分の承認を求めることについて

平成２６年度芦北町一般会計補正予算（第５号）

○議長（寺本修一君） 日程第６、承認第８号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 承認第8号、専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

平成26年度芦北町一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、11月25日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、平成26年11月21日に衆議院が解散したことにより、選挙経費として歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,551万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,232万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

款2総務費です。目3衆議院議員選挙費1,551万5,000円は、平成26年12月14日執行の衆議院議員選挙に係る事務費で、報酬、職員手当、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費でございます。

次に、歳入につきましては、6ページを御覧ください。

衆議院議員選挙に係ります経費1,551万5,000円につきましては、国庫支出金の衆議院議員選挙費委託金を充当するものでございます。

以上で、承認第8号の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第57号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（寺本修一君） 日程第7、議案第57号「平成26年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、議案第57号、平成26年度芦北町一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,445万円を追加し、総額を101億4,677万1,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為をそれぞれ設定いたしております。

主な補正の内容につきましては、予算書とお手元に配付をいたしております資料をもとに歳出のほうから御説明を申し上げます。

まず、人件費の補正につきましては、配付しております資料で御説明を申し上げます。節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、議員、特別職、一般職の給与改定、人事異動追加費用負担金の財源率変更、職員の住居、扶養の異動等に伴います補正で、総額2,591万3,000円の増額となっております。

内容につきましては、予算書31ページから33ページの給与費明細書のとおりでございます。

以降、各款の補正につきましては、人件費を省略して御説明を申し上げます。

予算書は13ページのほうをお願い申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費です。目1一般管理費の節13委託料159万9,000円は、マイナンバー制度導入に伴います職員研修委託料32万4,000円と、支援業務委託料127万5,000円でございます。節19負担金補助及び交付金50万円は、合併10周年記念事業実行委員会への補助金の増額でございます。

次に、目5財産管理費50万円は、有料道路通行料の割引見直しに伴います不足分を増額するものでございます。

次に、目7電子計算費98万1,000円は、マイナンバー制度開始に向け、各自治体が共同で利用するシステム整備に対する地方自治情報センター負担金でございます。

続きまして、予算書14ページになります。

目13防犯対策費56万円は、各区からの防犯灯設置の要望増加に伴います設置事業補助金の増額でございます。

続きまして、予算書15ページになります。

項4選挙費です。目4県会議員選挙費の206万5,000円は、平成27年4月12日に実施予定の県議会議員選挙事務に伴う関係経費でございます。まず、選挙管理委員報酬2万5,000円、選挙事務に係る時間外勤務手当67万5,000円でございます。

予算書16ページをお願いいたします。

選挙管理委員の費用弁償と普通旅費１万円、選挙事務に係る消耗品費及び投票所入場券等の印刷製本費２５万１,０００円、郵便料７,０００円、選挙ポスター掲示板の設置委託料１０９万７,０００円でございます。

続きまして、款３民生費、項１社会福祉費です。目１社会福祉総務費の節２８繰出金１０１万６,０００円は、国民健康保険事業特別会計事業勘定への繰出金でございます。

次に、目２障害者福祉費の１,４０６万９,０００円は、節２０扶助費で、自立支援医療費、扶助費の更生医療分の実績見込みによる増額７９６万３,０００円と、節２３償還金利子及び割引料で、平成２５年度分障害者自立支援給付費等負担金、障害児施設措置費等負担金及び自立支援医療費負担金の精算に伴います償還金６１０万６,０００円でございます。

次に、予算書１７ページをお願いいたします。

目４高齢者福祉費の２３０万１,０００円は、成年後見制度申し立てに係ります申立手数料と診断書発行手数料１１万８,０００円、平成２５年度分社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業費助成金の精算に伴います償還金４５万５,０００円、介護保険事業特別会計への繰出金１７２万８,０００円でございます。

次に、項２児童福祉費です。目１児童福祉総務費は、節１報酬で子ども子育て会議委員報酬１０万９,０００円の増額、節１９負担金補助及び交付金で、子育て世帯臨時特例給付金対象児の増加に伴います給付金６７万円の増加と、節２３償還金利子及び割引料で平成２５年度分子育て支援強化事業費補助金の精算に伴います償還金１１万７,０００円でございます。

次に、目２児童措置費の５７７万７,０００円は、平成２５年度分児童手当交付金及び保育所運営費負担金の精算に伴います償還金でございます。

続きまして、予算書１９ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費です。目１保健衛生総務費は、節２３償還金利子及び割引料で平成２５年度分母子保健衛生費等国庫負担金及び熊本県未熟児養育医療費負担金の精算に伴います償還金２５８万８,０００円と、節２８繰出金で国民健康保険事業特別会計直診勘定への繰出金４９万３,０００円でございます。

次に、目３環境衛生費４１６万９,０００円は、海岸漂着物地域対策推進事業の内容変更に伴います関係経費の増額でございます。回収作業袋等の消耗品費１３５万円、漂着物の処理に係ります手数料１２０万円、漂着物回収等業務委託料１０２万５,０００円、回収作業等で使用いたします備品購入費５９万４,０００円でございます。

次に、目６生活排水対策事業費１４万７,０００円は、生活排水処理事業特別会

計への繰出金でございます。

続きまして、予算書 21 ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費です。目 3 農業振興費の 40 万円は、百木集落で予定されております農業経営の法人化に係る支援補助金でございます。

次に、目 8 中山間地域等直接支払事業費 172 万 3,000 円は、新規協定集落農地面積の増加に伴います交付金 167 万 8,000 円の増額と、平成 25 年度分中山間地域等直接支払交付金の精算に伴います償還金 4 万 5,000 円でございます。

続きまして、予算書は 22 ページをお願いいたします。

項 3 水産業費、目 3 漁港建設費は、財源組替えを行うものでございます。

次に、款 6 商工費、項 1 商工費です。目 3 観光費の 1,271 万 7,000 円は、道の駅大野温泉並びに道の駅田浦に整備いたします電気自動車用急速充電器設置工事 1,173 万 6,000 円と、町有温泉事業特別会計への繰出金 98 万 1,000 円でございます。

次に、目 5 御立岬公園費の 402 万 1,000 円は、マリンハウスベランダほか 3 件の公園施設及び温泉センター施設の修繕料でございます。

続きまして、予算書 24 ページをお願いいたします。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費でございます。目 2 道路維持費は財源組替えを行うものでございます。項 3 河川費、目 2 河川改良費は、同じく財源組替えを行うものでございます。

続きまして、予算書 26 ページをお願いいたします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費です。目 3 教育指導費の 12 万 8,000 円は、英語検定料金の改定に伴います英検受験補助金の増額でございます。

続きまして、予算書 27 ページをお願いいたします。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費は、財源組替えを行うものでございます。項 3 中学校費、目 1 学校管理費は、同じく財源組替えを行うものでございます。

続きまして、予算書 28 ページをお願いいたします。

項 5 社会教育費、目 5 文化振興費 11 万 5,000 円は、全国大会、九州大会への出場者が増加し、補助金が不足する見込みであることから、文化振興事業補助金を増額するものでございます。

続きまして、予算書の 29 ページをお願いいたします。

項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費の節 19 負担金補助及び交付金の 142 万 2,000 円につきましては、全国大会、九州大会への出場者が大幅に増加し、補助金が不足する見込みであることから、スポーツ振興事業費補助金を増額するもの

でございます。

続きまして、予算書 30 ページをお願いいたします。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費です。目 1 農地災害復旧費 42 万円は、10 月 13 日の台風 19 号豪雨により被災した補助災害の対象とならない農地 1 件分の小災害復旧事業費補助金でございます。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

予算書は 10 ページのほうになります。

はじめに、款 9 地方交付税は、普通交付税 8,195 万 8,000 円を充てております。

次に、款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金です。目 1 民生費国庫負担金 405 万円は、自立支援医療費扶助費の実績見込み増に係る障害者医療費負担金 398 万 1,000 円の増額と、平成 25 年度分児童手当の精算に伴います児童手当交付金 6 万 9,000 円でございます。

次に、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金 116 万 8,000 円は、子育て世帯臨時特例給付金の実績見込み増に係る医療費補助金 67 万円と、介護保険制度改革に伴いますシステム改修に係る介護保険事業費補助金 49 万 8,000 円でございます。

次に、目 7 総務費国庫補助金 7,986 万 4,000 円は、マイナンバー制度の利用開始に向けた電算システム改修に対する社会保障税番号制度システム整備費補助金 924 万 6,000 円と、交付限度額が確定したがんばる地域交付金 7,061 万 8,000 円を追加するものでございます。

次に、款 14 県支出金、項 1 県負担金です。目 1 民生費県負担金は、自立支援医療費扶助費の実績見込み増に係る障害者医療費負担金 199 万円の増額でございます。

次に、項 2 県補助金です。目 3 衛生費県補助金は、事業内容の変更に伴います海岸漂着物地域対策推進事業補助金 416 万 4,000 円の増額でございます。目 4 農林水産業費県補助金 166 万 3,000 円は、中山間地域等支払交付金の増額に伴います補助金 126 万 3,000 円と、農業経営の法人化支援に係る人・農地問題解決推進事業費補助金 40 万円の追加でございます。

予算書は 11 ページになります。

次に、項 3 県委託金、目 1 総務費委託金は、県議会議員選挙に係る選挙費委託金 206 万 5,000 円でございます。

次に、款 16 寄附金、項 1 寄附金は、合併 10 周年記念事業に対する指定寄付金 50 万円でございます。

次に、款１７繰入金、項２基金繰入金です。目２町有施設整備基金繰入金の２億４、０００万円の減額は、地方交付税がらる地域交付金、市町村振興協会補助金などが当初見込みより増額となったことにより、基金の確保を図るため繰入金を減額するものでございます。

次に、款１８繰越金は、一般財源といたしまして前年度繰越金１億２、１６８万円を充てております。

最後に、款１９諸収入、項４雑入２、５３４万８、０００円は、平成２５年度までに整備を行いました水俣芦北広域消防デジタル無線整備に対する市町村振興事業補助金１、４９３万５、０００円、平成２５年度分の中山間地域等直接支払交付金の精算に伴う返還金５万８、０００円、道の駅大野温泉並びに道の駅田浦に整備いたします急速充電器設置工事に対する次世代自動車振興センター補助金６７０万円と、合同会社日本充電サービス支援金３６５万５、０００円でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明をいたします。

予算書は５ページのほうになります。

第２表繰越明許費でございます。款５農林水産業費、項３水産業費の人工藻魚礁設置事業及び水産物供給基盤機能保全事業の２件、合計１億５、９６０万９、０００円を年度内に支出が終わる見込みがないため、翌年度へ繰り越すものでございます。人工藻魚礁設置事業３、９２７万５、０００円につきましては、藻場の調査・設計に期間を要したことにより、年度内完了が困難なため繰越しをいたすものでございます。

次に、水産物供給基盤機能保全事業１億２、０３３万４、０００円につきましては、詳細設計に期間を要したことにより、年度内完了が困難なため繰越しをいたすものでございます。

続きまして、債務負担行為につきまして御説明を申し上げます。

予算書は６ページをお願いいたします。

第３表債務負担行為でございます。スクールバス一般利用便運行業務委託料ほか４件の業務委託料につきまして、債務負担行為を設定いたしております。期間と限度額につきましては、記載のとおりでございます。いずれも平成２７年４月１日からの業務を円滑に行うため、契約手続きを平成２６年度中に行う必要があることから、業務委託に必要な経費につきまして設定をいたしております。

以上で、一般会計補正予算（第６号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 歳入のほうで、町有施設整備基金が繰り入れるのが減額ということで、要するに基金積立というのを取りやめたということで理解をしいわけてすよね。それが1点ですよね。

それから、財源組替えについては、ただ財源組替えということで説明がなかったんですけども、その組替えた理由を教えてくださいというふうに思います。

そして、債務負担行為の中で5件ありますけれども、これはまだ契約は今後、26年度中にするということですよね。これをあげただけで、今後、契約するという意味ですかね。以上です。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、財源組替えにつきましてですね、御説明申し上げます。

先ほど説明は申し上げましたけれども、普通交付税が当初見込額よりもですね、増額となったということと、また当初見込んでおりませんでしたがんばる交付金、それから市町村振興協会補助金が交付されることになりました。さらに、前年度からの繰越金が多かったということでございまして、長期的財政計画の貴重な財源である基金の確保を図るという観点から、町有施設整備基金の繰入れをですね、当初2億4,000万円ほど予定しておりましたけど、これをそういった財源の確保ができましたので、組替えをさせていただいたということでございます。そういうことで基金を減額したということでございます。

それから、債務負担に係ります契約でございますが、これにつきましては今後契約をいたすということでございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第58号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

○議長（寺本修一君） 日程第8、議案第58号「平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第58号、平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ101万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億5,838万9,000円、直診勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,339万3,000円とするものでございます。

内容は、事業勘定及び直診勘定ともに、給与改定、人事異動、勤勉手当改正、追加費用負担金の財源率変更に伴う人件費の補正でございます。財源はそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。

詳細につきましては、事業勘定が10ページから11ページ、直診勘定が12ページから13ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第59号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第9、議案第59号「平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第59号、平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,560万円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節給料、職員手当等、共済費につきましては、給与改定追加費用負担金の財源率変更に伴う人件費の補正でございます。委託料の99万8,000円は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費でございます。

次に、歳入を御説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金の補正額172万8,000円は、人件費の補正財源として職員給与費等繰入金を73万円、介護保険システム改修の財源として事務費繰入金を99万8,000円、一般会計からそれぞれ繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第60号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第10、議案第60号「平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂口上下水道課長。

○上下水道課長（坂口俊司君） おはようございます。

議案第60号、平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ46万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,366万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、給与改定、追加費用負担金の財源率変更に伴う人件費の補正でございます。補正財源として前年度繰越金を計上しております。

詳細につきましては、6ページから7ページに記載のとおりでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第61号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第61号「平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂口上下水道課長。

○上下水道課長（坂口俊司君） 議案第61号、平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,614万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、給与改定、追加費用負担金の財源率変更に伴う人件費の補正でございます。財源は、一般会計から繰り入れるものでございます。

詳細につきましては、6 ページから 7 ページに記載のとおりでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の 8 ページから 10 ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 61 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 12 議案第 62 号 平成 26 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（寺本修一君） 日程第 12、議案第 62 号「平成 26 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。

議案第 62 号、平成 26 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 98 万 1,000 円を追加し、総額を 9,965 万 3,000 円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書 7 ページをお開きください。

款 1 温泉運営費、項 1 運営費、目 1 湯浦温泉センター運営費の補正額 78 万 1,000 円は、当初見込みに対し、燃料費が増加する見通しであることから増額するものでございます。

目4大野温泉センター運営費の補正額20万円は、レストランで使用しております業務用電子レンジの故障に伴う備品購入費でございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款3繰入金の補正額98万1,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第63号 平成26年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第13、議案第63号「平成26年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂口上下水道課長。

○上下水道課長（坂口俊司君） 議案第63号、平成26年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本案第2条は、平成26年度芦北町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費用予定額に139万7,000円を追加し、1億7,035万円とするものでございます。

今回の補正は、給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

本案第3条は、議会の議決を得なければ流用することのできない職員給与費予定額に139万7,000円を追加し、3,892万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、2ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第64号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第14、議案第64号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 議案第64号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本年の人事院勧告におきましては、月例給平均0.3%増、ボーナス0.15月増という、平成19年以来、7年ぶりとなる引上げ勧告がなされ、また熊本県人事委員会勧告におきましても、月例給0.55%増、ボーナス0.15月増という、国・県ともに引上げ勧告がなされました。

なお、人事院が勧告した平成27年4月1日から月例給を平均2%引き下げる給与制度の総合的見直しについては、熊本県人事委員会は実施見送りとの判断を示しており、人事院勧告と熊本県人事委員会勧告の内容が異なる異例の年となりました。本年の一般職の職員の給与改定を行うにあたっては、平成18年の給与構造改革の実施以降、地域の民間水準をより重視して、均衡の原則を適用すべきとの現下の情勢を踏まえまして、人事院勧告に準じて給料表水準を引き下げれば、来年度以降、地域の民間給与との均衡が図れなくなることが予見されることなどを総合的に勘案した結果、熊本県人事委員会勧告に準拠した改正を行うことが適切であるものと判断をいたしました。

そこで、今回、この条例では地域準拠という基本的な考え方のもと、熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料を0.55%増、ボーナスを年0.15月

分の増額改定を行うため、条例を改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の芦北町一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成26年4月1日からの遡及適用となります。また、平成26年12月に支給する勤勉手当の成績率は6月、12月の2回分の成績率を合算した0.15月分の増額の特例措置を設けております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第65号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第15、議案第65号「芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 議案第65号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

特別職の職員の期末手当につきましては、これまで一般職の例により改正してまいりましたことから、今回改正を行う一般職の例により、年0.15月の増額改定を行うため、本条例を改正するものでございます。

なお、本俸につきましては、国・県において、共に俸給月額の改正を実施しておりませんことから、総合的に勘案し引上げは見送っております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月に支給する期末手当の支給率については、0.15月分を増額する特例措置を規定しております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第66号 芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第16、議案第66号「芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 議案第66号、芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

芦北町教育長の期末手当につきましても、議案第65号と同じく、一般職の例により、年0.15月の増額改定を行うため、本条例を改正するものでございます。

なお、本俸につきましても、議案第65号と同じく、見送っております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月に支給する期末手当の支給率については0.15月分を増額する特例措置をしています。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 認定第67号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第17、議案第67号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 議案第67号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

芦北町議会議員の期末手当につきましても、議案第65号と同じく、一般職の例により年0.15月の増額改定を行うため、本条例を改正するものでございます。

なお、本俸につきましても、議案第65号と同じく見送っております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月に支給する期末手当の支給率については、0.15月分を増額する特例措置を規定しております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり

り可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。１１時１０分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前１０時５９分

再開 午後１１時１２分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第１８ 議案第６８号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第１８、議案第６８号「芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第６８号、芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を見直し、現在の３９万円から４０万４,０００円に引き上げるものです。

附則としまして、この条例は平成２７年１月１日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第６８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１９ 議案第６９号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第19、議案第69号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第69号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行により、母子及び寡婦福祉法が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、母子及び寡婦福祉法の改正により、福祉家庭に対する支援が拡充されるとともに、同法の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められましたので、本条例第37条に規定する居宅訪問型保育事業における母子家庭等の定義について引用する法律名、条項を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定については、法律の施行日に合わせて平成26年10月1日から適用することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第70号 芦北町総合計画（第二次）を定めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第20、議案第70号「芦北町総合計画（第二次）を定め

ることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第70号、芦北町総合計画（第二次）を定めることにつきまして御説明を申し上げます。

本案は、芦北町総合計画策定条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の第二次となります芦北町総合計画、基本構想及び基本計画は、これまでの基本構想及び基本計画を踏襲しつつ、さらに次代を生きる子どもたちに魅力あふれる郷土を受け継ぐことができるよう、新たな施策の展開を図ることといたしております。

基本構想及び基本計画の詳細につきましては、先に開催をしていただきました全員協議会におきまして御説明を申し上げましたので省略をさせていただきますけれども、本基本構想及び基本計画は、「すべては、次代を担う子どもたちのために」という基本理念のもと、町の目指すべき将来像として、「個性輝き活力と魅力にあふれた、安全・安心を実感できる町」を実現するために、5つのまちづくりの目標を柱といたしまして、体系的に施策を展開するものとしております。

なお、本基本構想及び基本計画につきましては、芦北町総合計画策定審議会に諮問いたしまして、町政運営の基本として妥当であるとの答申をいただいているところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 12月の3日の日に全員協議会がございまして、この中身の説明は受けたところでございます。今回提案の芦北町の総合計画につきましては、冒頭、町長の所信表明でもございましたが、最上位の位置付けという言葉がございました。今後、10か年にわたる町のあるべき姿、あるいは進むべき方向についての基本的指針でありまして、たいへん重要な案件でございしますので、町長にいくつかお尋ねをいたします。

そもそもこれまでの総合計画は、高度経済成長時代の昭和44年に自治法に基づきまして定められ、地方自治体にその策定が義務付けられて、社会経済環境の変化に対応しながら、現在にいたっております。6月の議案でですね、この条例の制定がなされましたが、ただそのときも説明がございましたけれども、3年前ですね、これから、ちょうど平成23年の8月に改正自治法が施行されまして、市町村はその事務を処理するにあたっては、議会の議決を得て、その地域における総合的かつ

計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという規定はもう削除されました。これも6月で説明がございましたけれども、ということはですね、この基本構想を策定するかどうかは市町村の判断に委ねられることになり、議会の議決も、あるいはその基本構想を策定する際の手続きについてもですね、町で決めるということで、もう国はここから手を引かれたわけです。あえて町はやりますということで、6月の議会に提案されて、作成をされて、これまできたわけですが、芦北町を取り巻く環境もですね、非常に大きく変化をしております。とりわけ少子化問題は我が町の将来に大きく影響する最大の課題でございますが、そのことがですね、今後10年を計画する基本構想に触れられておらないと、私は見ております。

そういう中ですね、国は11月の国会で地方創生に関する重要法案が二つ成立をいたしました。一つは、まち・ひと・しごと創生法、もう一つは地域再生法の一部を改正する法律でございます。これは地方創生の理念とか全体的な戦略策定の方法を定めたものと、地域の活性化に取り組む地方自治体を支援をするものでございます。これはですね、ちょっと創生法を見てみましたが、第10条にですね、市町村に総合戦略を勘案して、市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本計画を定めるよう努めなければならない、これは法律での制定です。定められました。以下、第2項でですね、この創生に関する目標、あるいは施策に関する基本的方向、あるいは施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項が定められました。

そのような計画のですね、大幅な見直しの時期に、今回、今後10年を占う基本構想、あるいは5か年の基本計画発表はですね、非常にタイミングがどうかと私は思うわけで、今から10年のことですから、恐らく、町長にお尋ねしますがですね、この新たな時代の変化に対応するためにですね、まち・ひと・しごと総合戦略策定への取組、これにシフトする考えはないのかどうか。この前、全協議の日、町長、お出になっておられませんでしたね、この場でお尋ねをいたします。

それから、さっきも言いましたけれどもですね、今回の総合計画は自治法改正で義務化されておきませんので、もう町独自でですね、議決も計画も町の判断でできるはずですよ。ですから、国への報告義務も当然ないということになります。ですから、今回のですね、計画が今、画餅に終わらないためにもですね、すぐに新たな計画に取りかかって、戦略がですね、出来上がるまでに、この総合計画は部分的な見直しをやってですね、新たな芦北町の総合戦略を提案される考えはないのか、この2点ですね、まずお伺いします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まち・ひと・しごとにつきましては、安倍総理のですね、今回の総選挙におきましても強くこれを主張されております。これはまだですね、具体的にどのように展開していくかということは、衆議院選挙が終わって、そして国あるいは県がですね、具体化していく段階で町もそれに取り組んでいくということでもあります。

それと、この総合計画そのものが戦略そのものでございますので、以上、答弁いたします。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 私のお尋ねはですね、この関連性、じゃないですかね。今出して新たに作ると、チェンジせにゃいかんですね、シフトを変えにゃいかんですけど、それが今出して、その例えば1年後に変えるとなるとですね、非常に曖昧さが、せっかくどうなのかと思いますが。これは石破大臣のコメントが出ておりますね。これはちょっとお話があれなんですけど、法律が制定した後に、石破地方創生大臣がですね、こういうコメントを出しておりますけど、いつの時代も日本を変えてきたのは地方ですと、地方創生においても地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが重要だと、そのため都道府県と市町村には地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定をお願いしますと、これはもう打ち切っておりますね。コメントです。総理大臣もそういう強い地方創生に対する意志をもっておられますし、そして石破大臣はこういうコメントもされています。我が町のふさわしい創生のあり方を市町村に描いてもらうということでございますから、もうすぐやっぱり取りかからにゃいかんと思いますけれども、今朝の新聞もですね、これは朝、熊日の南部版ですけど、地方創生総合戦略に対するこういう、宇土市だったですかね、これはもうチャンスだから、今からもうすぐ頑張るというようなコメントがちょっと出ていましたけれども、早いところは人口ビジョンをですね、策定することに取りかかった、来年3月31日をめどに取りかかったという自治体もございますので、もう私は大至急これにシフトしてですね、そうしないと今度は補助金とかいろんなこともですね、整合性がなくなるといいますので、そこについての町長のお考えをですね、是非お願いしたいと思います。もうこれにシフトしないといけないと思いますけど。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず、この総合計画（第二次）でございますが、合併新町建設計画が10か年で終わるわけでありますので、当然、次を策定するという、当然のこれは流れであります。

それと、時代の変化に対応するというのは、それはもう実施計画の段階で毎年ロ

ーリングをかけておりますから、理念を立てて、そして具体的な政策は毎年ローリングをかけていくということであります。

それと、人口減少対策につきましては、この総合計画すべてが、すべてがですね、それに該当するというふうに思います。これらの政策が充実・充足されることによって、そういう地域の抱えるいろんな問題に対応していくという、それが総合計画であります。かつ戦略であります。

○議長（寺本修一君） 平松君。質疑3回目ですので、まとめてお願いします。

○11番（平松洋一君） はい。分かりました。

これは今、選挙後にどういう姿になっていくのか、まだ分かりませんが、恐らく姿としては、このまち・ひと・しごと創生に関することがですね、最重要課題として動いていくだろうと思います。これについてはですね、今、町長が言われたのは、まあ理解はできます。ただ、この冒頭、今度は二次ですから、1回目がこの計画ですね、一番最初に出たのが。そして、中間で次の実施計画が出ますので、これが出されておりますが、今回は新たな設定ということでございますから、特にこれは中を見ますとですね、これは総合計画は大事なんですけれども、地域の目指すべき姿をやっぱり明確にしなければいけない。事業が総花的で優先順位がですね、ちょっと掴みづらいというふうに私はこれを見て思っておりますので、まあ今回これをすぐ全戸配布されると思いますけど、配布しとって、また1年か2年かして、またちょっと姿を変えて出すということが、ちょっと曖昧さが残るのではないかと思いますので、でき得ればじっくり中身をまた吟味して、これに掛けてですね、新たなその中身をちょっと充実をさせて配布するというお考えはございませんか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これは企画課長も説明をいたしましたようにですね、芦北町総合計画策定審議委員会、2度にわたって御審議をいただいております。その答申を尊重する形でここに御提案をしておるわけでございます。

それと、総花的とおっしゃいましたが、政策は総花であるべきであります。偏るといけないんです。で、芦北町にどこにどなたが住んでいようとも、等しく行政サービスを受ける、どんなジャンルの方々も等しく行政のサービス恩恵を受けることができる、まさに総花的な政策でないですね、地域は活性していかないというふうに思っております。ただいまのしかし御意見はですね、御意見として拝聴しておきます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も全員協議会、参加して説明を受け、2、3質疑をしたわけでありましてけれども、できるならば町長自ら、また策定委員長の副町長、やはり

説明を受けるとですね、そのときに質疑して、この本会議ではちょっと控えておくつもりでしたけれども、生の声ですね、町長あるいは策定委員長でございました副町長も伺いたいというふうに思います。

今現在の後期と対比して説明を受けたんですけれども、まず構想の中で理念とまちづくり目標というのが標語的にはちょっと反対になったというような感じを受けますが、ほとんどがですね。だた、安全・安心のまちづくりですかね、安全・安心を実感できる町というのが追加されたというような感じでありますし、また施策の大綱においては、6本の柱から5本に移ったということで、それが各ところの一つずつ縮小された中に入り込んだというふうに見ております。それはそれでいいんですけれども、この10年間のですね、検証をされて新たな第2次を作られたというふうに思います。そういう中でですね、町長の思い入れといいますか、10年を見越したまちづくりに対してのですね、目玉というか、そういうことをこの字句で表現する以外に、町長、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） すべてが目玉でございます。基本理念はですね、我々は何のため仕事をしているか、何のため生きておるのかという問いかけから始まりまして、そしてやはりそれは次の時代に有形無形の何を残していけるかということであろうということで、この筆頭にですね、基本理念として、子どもたちのためにということですね、守ってきたわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこでですね、他町村と比べれば、執行部の皆さん、ちょっとですね、懸念されると思いますけど、今、情報社会でありますので、ネットでいろいろなところを見てみました。そして、近年作られたところのほうともですね、情報共有していたんですけれども、隣の津奈木町においてのですね、3月に策定しております。そういう中でですね、津奈木は9期になっておりますけれども、8期をですね、ちゃんと検証したものをちゃんと入れてあります。8期はこういうことだったから、9期にこういうことをやりますよというような検証も付けてありますし、その中でですね、10年後の、これはもう予測だからどうなるか分かりませんが、しかしながらですね、人口体系とかはちゃんと目標を記載してあるんですよ。これは非常に具体性があるですね、あとに残るいろんな事業計画の中で展開できる構想だというふうに、有言でして、もう記載されておりますので、それに向けてやっぱり緊張感があるんじゃないかなと思いますし、町民所得もですね、150万円から50万円アップの10年後は200万円という記載もしてあるんですよ。こういうのは、やっぱり私ども議会がですね、ずっとお互いが切磋琢磨し

ていく中にですね、こういうことを書いてあると、非常に見やすくですね、今後の実施計画をローリングする中にもですね、事業の推移、予算的にも書いてありますし、いいがなというふうに思いますので、今後ですね、これはこれとしてですね、いいんですけども、そういうことの中でですね、具体像をやっぱり示していかなければいけないのではないかという思いがしますが、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それが可能であれば実施計画等でですね、なるべく具体性を帯びて、また議会、町民の皆さん方にも御説明ができるようにいたしたいなというふうに思います。

また、他自治体のですね、良いところはしっかりと参考にさせていただきたいなと思っております。

なお、本基本総合計画につきましてはですね、基本になったのは町民アンケートであるとか、あるいはこれまでの当該課あるいは各課におきます検証を踏まえ上での策定ということですね、審議会では冒頭説明をしてあるところでございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） この基本構想につきましては、私が言うまでもなく、市町村の将来の振興・発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村経営の根幹となる構想であります。また、その性格につきましては、各分野において具体的な施策がすべての構想に基づいて策定・実施されなくてはなりません。そのような性格のものであるわけですが、実は私、ここに東京市町村自治調査会の資料があるわけですが、前回の全員協議会でも一部御質問申し上げましたけれども、まずこのそのとき示された総合計画の中で、1ページの基本計画の体系についてですね、五つほどあげてございます。その1番目が、これはもう順序はですね、まあどうでもいいといえばそれまででございますけれども、まず第1番目に産業が来ているわけですね。これまでとまったく違った順序になっておるわけでございます。昭和44年からこの振興計画が策定されて、既に45年が経っておるわけでございますけれども、恐らく前回の形でこれまで流れてきたんではなかろうかと思っております。

この調査会の資料を見てみますと、基本構想の策定については、その内容についてはですね、まず1番目に地域社会の基本的条件の整備に関する事項、これは市街地及び集落の整備、交通・通信施設の整備、防災対策と、これが1番に掲げてあるわけでございます。2番目に住民生活の安定向上、人間形成等に関する事項、生活環境、保健衛生、社会福祉、教育・文化等。3番目に産業の振興に関する事項。4番目に行財政の合理化に関する事項。こういう順番で書いてあるわけですが、本町、今年から産業が頭に、1番目に来ておるようでございますけれども、そ

のことについて、町長、どう御判断いただきますか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これは全員協議会でも説明があったと思いますが、1 2 3 4 5 とすれば、通知表のランク付けみたいなイメージがありますが、これは優先順位で並べたわけではございませんでですね、やはりその時々々の社会経済情勢は変化するんだという平松議員の御質疑にもありましたけれども、それに対応してどんどん優先順位というのは変化を遂げていくわけでございますので、今そのとき何が必要かというのはですね、的確に掴みながら、今後判断してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4 番（寺本順一君） その度ごとの、まあこう言っちゃ失礼でございますけれども、思いつきによってするような感じもちょっと受けたものですから、できればですね、こういう基本的な問題は、やはりもうここ4 5 年間、そういう形で続いてきておりますので、できればそういう体系というのは、今後も守っていくべきではなかろうかというのが私の考え方でございます。

それとですね、もう1 点は、将来図について、やはりこのことについては人口、産業等に関する指標については、指標をもって結局作りなさいというようなことになっておるわけでございます。私たちの町の内容を、基本計画を見てみますと、何らその数値が入ってないわけでございます。やはりこのことにも、やはり今後というよりもですね、こういう将来像についての内容についての御指摘も、これは1 番目に御指摘されておる問題でございますので、今後というよりも、できればそういう指標ができるならばですね、将来何年後何年後はこうなるんだ、また現時点から前5 年間はどうか、そういう恐らく指標だろうと思いますけれども、そういうものをもって表現いただければ分かりやすいんじゃないかというような感じをもっておるわけでございます。

○議長（寺本修一君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 先ほどですね、全員協議会に町長、副町長、出るべきではないかというお話がございましたけれども、私もうっかりしておりまして、出れば詳しく説明できたんじゃないかと思っております。そこで、今日ちょっと説明をさせていただきますと思います。

先ほどの指標等につきましてはですね、これはあくまでも基本計画の主要部分なものでございまして、前回出しております総合計画の中にですね、いろんな数字的なやつは入れております。これは当然今回もですね、その総合計画の冊子の中には数字等は、必要な数字等は入れたいと思っております。ただ、今後の推移について

はですね、なかなかやはり見えないところがございますので、そういうところは目標を掲げてですね、この政策がその目標に少しでも近づくようなですね、内容で実施計画等で進めていけばというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。3回目ですので、まとめてお願いします。

○4番（寺本順一君） はい。

一応製本の段階で数値は入れるというようことでございます。是非、そのような形で再度お願いをしておきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

————○————

○議長（寺本修一君） ここで、議案配付のためしばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

————○————

日程第21 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第21、同意第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦905番地、氏名、竹浦裕道。

この件につきましては、平成27年2月10日に任期満了となるものでございます。教育委員会の委員の任命は、法の定めるところによりまして、議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものでございます。

氏は、昭和58年5月、田浦町議会議員として初当選以来5期14年10か月、平成11年8月から合併までは田浦町長として2期5年5か月、そして合併後、収入役として平成17年2月から平成19年1月まで約2年、また平成19年2月から現在まで教育委員会委員の中から教育長に任命され、その職責を全うされており、芦北町の教育の振興発展に御尽力いただいております、その功績は大きなものがございます。これまでの豊富な経験と実績は、これからの教育行政の向上に大きく寄与するものと思われ、教育委員会委員に最適と認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで、議案配付のためしばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

日程第22 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第22、同意第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字八幡193番地3、氏名、吉田典博。

この件につきましては、教育委員会委員に1名の欠員が生じておりましたので、新たに委員を任命するものでございます。

氏は、佐敷小学校PTA副会長を2年間、PTA会長を3年間、葦北郡PTA連合会の会長職も4年間務められ、また新たな取組として、子どもの健全育成のためのおやじの会を、佐敷小学校、佐敷中学校に立ち上げるなど、積極的に学校教育、学校運営に取り組まれた経験をもっておられます。また、芦北町体育指導員も10年間務めていただき、長きにわたり町のスポーツ振興にも御尽力いただきました。氏は、地域社会においても幅広い信頼を得ておられ、学校教育に関する豊富な経験は、これからの教育行政の向上に大きく寄与するものと思われ、教育委員会委員に最適と認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで、議案配付のためしばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

日程第 2 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第 2 3、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字井牟田 1 7 5 7 番地、氏名、濱田辰喜。

この件につきましては、平成 2 7 年 3 月 3 日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

濱田辰喜氏でございしますが、平成 2 1 年 4 月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在 2 期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで、議案配付のためしばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

日程第 2 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第 2 4、諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字立川 2 8 0 番地、氏名、湯野一之。

この件につきましては、平成 2 7 年 3 月 3 1 日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

氏でございますが、芦北町の職員として昭和 6 0 年 4 月から平成 2 5 年 3 月の退職まで 2 8 年間奉職され、その間、農林水産課、建設課、総務課、上下水道課を歴任されました。氏の温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 2 5 請願第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について

日程第 2 6 請願第 4 号 介護従事者の処遇改善を求める請願について

日程第 2 7 請願第 5 号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について

日程第 28 請願第 6 号 国民健康保険財政に関する請願について

日程第 29 陳情第 6 号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について

○議長（寺本修一君） 日程第 25、請願第 3 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について」から日程第 29、陳情第 6 号「手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第 3 号から陳情第 6 号の審査については、先の議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 90 条第 1 項の規定によりお手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

所管の常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を常任委員長から報告願います。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞でした。

—————○—————

散会 午前 11 時 56 分

平成26年第6回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年12月12日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第5まで）

日程第 1 請願第 3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について

日程第 2 請願第 4号 介護従事者の処遇改善を求める請願について

日程第 3 請願第 5号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について

日程第 4 請願第 6号 国民健康保険財政に関する請願について

日程第 5 陳情第 6号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について

日程第 6 一般質問

（一括議題＝日程第7から日程第10まで）

日程第 7 総務常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第 8 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査（所掌事務）の申出

追加日程第1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

（閉 会）

2 出席議員（15人）

1番 荒 川 知 章 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 藤 井 公 明 君

16番 寺 本 修 一 君

2番 坂 本 登 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

15番 水 口 宣 之 君

3 欠席議員（1人）

14番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	早 川 純 一 君	企画財政課長	寺 川 健 一 君
税 務 課 長	江 上 繁 君	住民生活課長	楠 原 清 照 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	山 元 信 作 君
上下水道課長	坂 口 俊 司 君	会計管理者兼 会 計 室 長	一 丸 喜八郎 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下 田 研 君	次長(課長補佐)	福 田 貴 司 君
--------	---------	----------	-----------

平成26年第6回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 戦没者慰霊塔の統一について	① 湯浦慰霊塔、田浦慰霊塔をみかげ公園内の慰霊碑に統一する計画があると聞くが、その内容と推移及び今後の計画の遂行についてお聞かせください。 ② 田浦慰霊塔の周辺状況は荒れ果てている。土地の管理責任は町にあるのかお答えください。 ③ 田浦慰霊塔周辺の住民は、土砂災害を心配している。防災上の安全が確保されていると考えておられるのかお聞かせください。	町長及び 担当課長
		2 粗大ごみの収集及びごみ袋について	① 高齢化が進み、粗大ごみの搬出が困難な住民が増えている。年に何回か決めて、集落内のごみステーションに集めた粗大ごみを町が収集できるように具体的な対応を考えていただきたいが、今後、粗大ごみの収集についてどのように考えているのかお答えください。 ② 山間集落の高齢者にとって、ごみ袋のビン類の袋はいっぱい入れると重くて出すのに危険を伴います。生ごみ用袋は一人暮らしには大きすぎるという声もある。特に、ビン類の袋と生ごみ用の袋を小さい袋にして欲しいと要望がある。小さい袋の種類を増やす考えはないかお答えください。	町長及び 担当課長

			い。	
		3 町の人口減少対策について	① 芦北町の人口は、平成18年から25年までの7年間では年平均295人ペースで減り続けております。今後の芦北町の人口の推移はどうか町の予測を年度別にお答えください。 ② 人口減少を食い止めるには、一人の女性が一生のうちに産む子供の平均人数を示す合計特殊出生率は、2.07が必要とされています。町の平成25年度の出生数及び出生率をお答えください。 ③ 今年5月に「日本創生会議」が、2040年までに全国市区町村の半数が消滅しかねないという衝撃的なレポートを出しました。20～39歳の若年女性人口が30年間で半数以下に減る「消滅可能性都市」に、芦北町も含まれていました。 人口減少対策は、町の最重要課題と思います。人口減少を克服するためには、若い世代が安心して働き、結婚、出産・子育てのできる希望を持てる町を実現させることです。そのために、人口減少対策統括部署を作り、執行部の役職と全職員、議会はもとより全町民あげての取り組みが必要と思います。この問題について町長の見解は如何でしょうか。	町長及び担当課長
2	寺本順一	1 旧国民年金健	① 当施設は年金受給者の福祉	町 長

		康保養センターの活用等について	の向上はもとより、芦北町の観光の拠点として、重要な役割を果たして来た。早急な対応が求められるが、今後の対応についてどう考えているのか。 ② 施設が閉鎖されてから、9年余経過しているが、月・日が経過することにより、改修費用が嵩む等々の問題があると思うがどう考えているのか。 ③ 当初庁舎内に、プロジェクトチームを立ち上げ、よりよい方向にもっていくと答弁されているが、その後どうなったのか。	町 長 町 長
3	川尻成美	1 町発注の工事予定価格について	公共工事における設計労務単価は、51職種の加重平均単価が、平成25年度全国平均で16.1%上昇し、さらに本年2月から全国平均で7.1%増加している。 ① 本町発注の設計労務単価はどうしているのか。 ② 本町の予定価格の積算に参考にしているのか。 ③ 適正価格をどう認識しているのか。	町 長 町 長 町 長
		2 「2世帯近居」家族への支援策について	子育て世帯と祖父母世帯が近くに住み助け合う「近居」を後押しする自治体が増えてきている。 ① 住宅購入費や転居費用の一部助成等の考えはないのか。 ② 本町「次世代育成支援行動計画」が本年最終年度である。次年度からの計画に①の	町 長 町 長

			政策を盛り込む考えはないのか。	
		3 土砂災害警戒地区の指定促進について	今年、8月の広島市北部で発生した土砂災害を教訓に、土砂災害警戒地区の指定を促進する改正土砂災害防止法が、去る11月12日成立した。 本町でも独自で調査し、早急に町民に周知してはどうか。	町 長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

岡部君から欠席届が出ております。

-----○-----

日程第1 請願第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について

日程第2 請願第4号 介護従事者の処遇改善を求める請願について

日程第3 請願第5号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について

日程第4 請願第6号 国民健康保険財政に関する請願について

日程第5 陳情第6号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について

○議長（寺本修一君） 日程第1、請願第3号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について」から日程第5、陳情第6号「手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました請願第3号から請願6号までの4件及び陳情第6号につきましては、12月9日に請願の紹介議員である坂本議員に説明を求め審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

請願4件につきましては、医療・介護などに関するもので、従事者の労働環境及び処遇改善、介護保険制度の見直し並びに国民健康保険の国庫負担の増など、いわゆる社会保障に関するものであります。

審査の中で、社会保障制度については、国において「社会保障制度と税の一体改革」を目指す中で充実を図ることとなっているが、突然の衆議院の解散総選挙となったため、今後の国政運営を注視しながら慎重に審査したほうがよいのではないかとの意見があり、採決の結果、請願第3号から請願第6号までの4件につきましては、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

次に、陳情第6号につきましても、慎重な審査に時間を要するということから、採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第1、請願第3号から日程第5、陳情第6号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、請願第3号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第2、請願第4号「介護従事者の処遇改善を求める請願について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第3、請願第5号「介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから請願第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第5号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第4、請願第6号「国民健康保険財政に関する請願について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから請願第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第6号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第5、陳情第6号「手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第6 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第6「一般質問」を行います。

質問通告者は3人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限いたします。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされますよう求めます。

なお、執行部の答弁も、明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。

議長の許可をいただき、町民の声に基づき3点質問いたします。

1 問目の質問に入ります。戦没者慰霊塔の統一についてお聞きをいたします。

①湯浦慰霊塔、田浦慰霊塔をみかげ公園内の慰霊碑に統一する計画があると聞きますが、その内容と推移及び今後の計画の遂行についてお聞かせください。

②田浦慰霊塔のある場所の状況は荒れ果てています。土地の管理責任はどこにあるのか、町にあるのですか。お答えください。

③田浦慰霊塔周辺の住民は土砂災害を心配しています。防災上の安全が確保されていると考えておられるのかお聞かせください。

2 番目の質問に入ります。粗大ごみの収集及びごみ袋についてお聞きをいたします。

①高齢化が進み、粗大ごみの搬出が困難な住民が増えています。年に何回か決めて、集落内のごみステーションに集めた粗大ごみを町が収集できるように、具体的な対応を考えていただきたいが、今後、粗大ごみの収集についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

②山間集落の高齢者にとって、ごみ袋のビンの袋はいっぱい入ると重くて、出すのに危険を伴います。生ごみ用袋は一人暮らしには大きすぎるという声もあります。特にビン類の袋、生ごみ用の袋を小さい袋にしてほしいと要望があります。小さい袋の種類を増やす考えはありませんか、お聞かせください。

3 番目の質問に入ります。町の人口減少対策についてお聞きします。

①芦北町の人口は、平成18年から25年までの7年間では年平均295人のペースで減り続けております。今後の芦北町の人口の推移はどうなるのか、町の予測を年度別にお答えください。

②人口減少を食い止めるためには、一人の女性が一生のうちで産む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率は2.07が必要とされています。町の平成25年度の出生数及び出生率をお答えください。

③皆さんも御存じのことですが、今年の5月に日本創生会議というところが2040年までに全国市区町村の半数が消滅しかねないという衝撃的なレポートを出しました。20歳から39歳の若年女性人口が30年間で半数以下に減る、消滅可能性都市に芦北町も含まれています。人口減少対策は町の重要課題です。人口減少を克服するために、若い世代が安心して働き、結婚、出産、子育てのできる、希望をもてる町を実現させることが大切です。そのために、人口減少統括部署をつくり、

執行部の役職と全職員、議会はもとより、全町民挙げての取組が必要と思います。
この町の人口減少対策問題について、町長の見解はいかがでしょうか、お聞かせください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の御質問にお答えいたします。

まず、戦没者慰霊塔の件でありますけれども、慰霊碑の建設につきましては、当初、湯浦慰霊塔単独の移設要望でありましたが、5地区の遺族会がみかげ公園にある慰霊碑へ合祀する方向で合意にいたりまして、町に対して新たな陳情書が出されたところであります。町としましては、遺族会の方々の高齢化あるいは組織の弱体化等々を、遺族会組織の状況にかんがみまして、また年々薄れていくであろう戦没者に対する哀悼の思いをかんがみますと、戦没者の追悼と恒久平和への思いを次の世代に引き継いでいくことを目的といたしまして、戦没者遺族の経済的・精神的援護の福祉を図る観点から、公益上の必要性があると判断し、町が事業主体になって取り組むことといたしました。以下、担当課長から答弁をさせます。

続きまして、粗大ごみ、ごみ袋等についてのお尋ねでございます。私自身も以前から強い関心を持ち、主管課に検討を指示しておりました。そして、十分な検討が積み重ねられ、まさに来年度27年度から実施するばかりとなっていたところであります。今回たまたま議員が質問されたところでありますが、以下、詳細につきましては担当課長から答弁させます。なお、蛇足ながら、本日は乙千屋地域はごみ出し日でありまして、可燃ごみ、資源ごみ、私が分別をして、ごみステーションまで出してきたところであります。

続きまして、人口問題についてでございます。町の人口減少対策についての①、②につきましては、担当課長から答弁させます。人口減少対策、少子化対策は、国家的課題でありまして、国と地方が総力を上げて取り組む必要があると考えておりまして、本町では少子化対策や定住促進対策など、様々な各種事業に取り組んでいるところであります。今後の国の地方創生政策の動向を踏まえまして、これまでの取組を継続しながら施策内容の熟度を高め、各般にわたる施策の適正化を図ってまいりたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） おはようございます。

御質問の1、戦没者慰霊塔の統一についてお答えいたします。

まず、御質問の①についてでございますが、平成24年1月12日に湯浦遺族会から慰霊塔の老朽化及び遺族会会員の高齢化も進み、参道の階段等が急勾配のた

め、参拝が困難になってきていることを理由として、湯浦慰霊塔の移設に関する陳情書の提出がありましたが、ほかの遺族会も今まで行ってきております戦没者の慰霊、慰霊碑・慰霊塔の管理などが次の時代になったときできるのか、また慰霊碑・慰霊塔が老朽化し、建て直しが必要となったときに、同じように建立ができるのか不安に感じておられ、その方向性について5地区遺族会で検討を重ねてくれました。その結果、各地区遺族会の慰霊塔・慰霊碑に対するそれぞれの思いはあったものの、みかげ公園にある慰霊碑へ合祀する方向で合意にいたりました。合祀にあたっては、合祀場所である佐敷遺族会の現在の碑に対する思いに配慮し、建立から51年が経過しているみかげ公園慰霊碑の修復と、戦後69年が経過し、戦争の悲惨さや一人一人の尊い戦没者の犠牲の上に今日の平和と繁栄があるという観念がだんだん薄れてきているように感じていることから、そのことを皆さんに再認識していただきたく、新たに戦没者名が刻まれた碑の建設を町で取り組んでいただきたいという旨の陳情が新たに町長宛に、平成26年1月14日に5地区遺族会からありました。町としましては、先ほど町長が述べられましたとおり、遺族会組織の現状と今後を踏まえるとともに、住民の福祉の増進、公益上の観点から、町が事業主体になり取り組んでいく判断をいたしました。平成26年度においては、議会の議決を経て、当初予算に戦没者の追悼と平和を祈念する碑の設計費用を措置しており、現在検討を重ねているところでございます。碑の建立については、平成27年度が戦後70周年、新町合併10周年にあたることから、記念事業として取り組む計画でございます。

次に、②の土地の管理についての御質問でございますが、慰霊塔が建立されている敷地は町有地であり、通常の管理は田浦戦没者遺族会の協力もいただきながら、町が行っております。なお、敷地の一部には経年に伴う自然沈下によると思われる舗装部分の一部崩壊などが見られますが、現時点では緊急対応の必要性はないと判断しております。状況を見ながら、今後も適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、③の防災上の安全の確保に関してでございますが、まず慰霊塔周辺の土砂災害に係る危険区域の指定状況ですが、現時点では熊本県が指定する急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域、地滑り危険箇所のいずれにも入っておりません。慰霊塔下の道路は、平成14年3月13日に県から町へ移管され、町道田浦横居木線として管理しております。町道側の慰霊塔敷地の法面には災害防止のためのコンクリート擁壁及びブロック積み並びに落石防護柵が設置しており、現在の防護柵への崩土状況を見る限り、防災上の安全は確保してあると考えております。今後も樹木管理を含めまして、状況に応じ、適正に管理対応してまいります。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 粗大ごみ収集に関する質問にお答えいたします。粗大ごみの収集は、現在、清掃センターへ持ち込んでいただくか、専門の業者に依頼して処分していただくか、どちらかということになっております。しかしながら、高齢化に伴い、自立した生活に支障を来す御家庭が今後増加し、ごみ出し等に関しては特に粗大ごみの持ち込みに対応できない御家庭が増えていくのではないかという問題意識は強くもっているところでございます。したがって、来年度からモデル的に、まずは高齢化率の高い過疎山間地域の一部を対象地域として、粗大ごみの中でも現在持ち込みが無料化されておる布団、じゅうたん等について、年に1、2回、現地で収集できる回収システムにより実施したいと考えているところでございます。

次に、ごみ袋に関する質問にお答えいたします。ごみ袋につきましては、現在、生ごみ大、生ごみ小、可燃の大、可燃の中、そして資源、不燃の、この5種類となっております。この問題につきましても、世帯人数の減少に対応したきめ細かな対策が必要であるという問題意識を持っておりまして、来年度からビン類等を対象とした資源不燃袋を現在の容量30ℓ袋1種類に、資源不燃の小、容量10ℓの1種類を追加し、2種類として対応したいと考えております。また、生ごみ袋につきましては、現在、生ごみ大10ℓ、生ごみ小5ℓの2種類がございますので、これで対応できると考えているところでございます。さらに、乾電池やカミソリ類など、現在でも指定袋ではなく、レジ袋などでステーションへ出すことが可能となっておりますので、これらの周知徹底を図り、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、人口減少対策についての御質問にお答えします。町の平成25年度の出生数及び出生率についてお答えいたします。町の平成25年度出生数は127人でございます。また、出生数につきましては、厳密に言いますと合計特殊出生率とは定義が違いますけれども、議員御質問の流れから、合計特殊出生率とみなしお答えいたします。合計特殊出生率は1.77801でございます。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） では、御質問の3番目でございますが、町の人口減少対策についての①につきましてお答え申し上げます。

芦北町の人口の推移につきましては、国勢調査をもとにした国立社会保障人口問題研究所の将来推計によりますと、2020年で1万6,428人、2030年で1万3,704人、2040年で1万1,268人との推計が発表されております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） まず、田浦慰霊塔の統合といいますか、それについて、町長答弁で5地区遺族会から了解を得て、戦没者追悼と次の世代に平和の大切さを引き継いでいくということで進めていると、本当にいいことだと思っていますし、平和の大切さを戦没者皆さんの追悼とともに、次世代にも引き継いでいくと、私もそのように思っております。一つお聞きをしたいのが、田浦遺族会、また田浦住民が中学生ぐらいのときに、よくあそこに行って遊んでいたということで、同窓会等で帰ってきたときに、県内にいらっしゃる方ですね、登ってみて、あの状況にちょっとがっかりしたということで、今後ですね、ここにも写真を持ってきましたけど、やっぱり合併して10年になるのに、未だに田浦町というふうに看板が掲げてありますし、課長答弁でありましたように、周辺の柵のあるところはもう陥没しているような状態で、県外から久しぶりに帰って来られた元田浦町民の方から、今後あそこはどうなるのかと、統一して何か整備するのか、それとも慰霊塔はそのままなのか、撤去するのか、公園みたいになるのか、そのへんの計画はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 合祀された後の管理等についての御質問でございます。合祀後は、慰霊塔は記念碑としまして、そしてまたその周囲は公園として位置付けまして、慰霊塔の倒壊などの危険性が生じるまでは、そのままの状態で管理をしていきたいというふうに思っています。なお、管理にあたりましては、田浦遺族会、また周辺の区長さん方ですね、住民の皆さん方の御意見をいただきながら、適正に管理対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非、自治会も含めまして、周辺住民の声をお聞きになって、今の状況は本当に荒れているといいますか、街灯は傾いているし、本当に誰が見てもいい状況ではありませんので、公園になるなら予算が伴いますので、しっかり住民の声に基づいてやっていただきたいと、このように思います。

次に、ごみ問題ですが、町長自身が今日は、乙千屋でごみステーションに出してきたということで、町長自らが素晴らしいなというふうに思います。しかしですね、私が今回取り上げた問題は、高齢者が乙千屋、または私の住んでいる地区は平坦地域なんですね。だから、私も話を聞くまでは本当に気づかずにいたんですが、山間地域の人たちというのは、ごみステーションまでが急な坂で、やっぱりつまずきやすい、ビンを持って、重いものを持っていくと、つまずく、ケガする恐れがあるということで、私におっしゃいました。そういう意味から、課長答弁でも、布

団、じゅうたん等も要望がありました。これは何とかしてほしいということで言われてましたが、課長自身が、布団、じゅうたんについては、もう回収するように計画を立てているという、本当安心できる答弁をいただきました。それと、ビン類の袋、不燃物の袋についても、2種類とするということが、もうこの来年度4月から決まっているということで、その旨を地域住民の方にはお伝えして、安心していただけるようにしたいと思います。是非よろしくお願いします。

今回、一番大事な問題は、3番の人口減対策をメインに施策提案をしたいと思っています。事前に議長の許可をいただきまして、資料請求をいたしました。それに基づいて、先ほど企画財政課長から答弁がありましたが、詳しくですね、グラフを作って、皆さんにお配りをしています。これを見てもらえば分かります、人口はもうどっと下がっていきます。それと、総数でも10年から40年、8,048人、うち女性ですね、20歳から39歳までの女性は1,407人から570名というふうに減少率は0.59、このグラフを見ていただければ分かりやすいかと思って作ってまいりました。

そこで、先ほども述べましたが、今年の5月に日本創生会議というところが2040年までに全国市区町村の半数が消滅しかねないという衝撃的なレポートを出しました。全国には1,741の市区町村がありますが、そのうち896の自治体半数が消滅されるとされています。このレポートは地方消滅論として全国的な話題となっており、以前、総務大臣をされていた人が書いておりますので、一層有名になっております。これによりますと、熊本県の4市22の町村が危ないとされています。我が芦北町は県内でワースト17番目とされています。水俣芦北地域では、水俣市、津奈木町も含め、全滅しかねないといわれています。また、天草全域、人吉球磨地域も全滅しかねないとされています。消滅する根拠として上げられていますのが、2040年には20歳から39歳の女性人口が今の半数以下になるからとされています。芦北町の場合、何も対策をしなかったら58.7%が減少するとされております。私たちはこの指摘を一種の警告と受け止め、人口減対策に取り組む必要があると思います。

そこで、担当課長にお聞きします。課長答弁で合計特殊出生率1.77801と答弁されました。統計上は2.07以上ないと人口維持、増加はできないとされています。芦北町の合計特殊出生率1.77801という数字は、人口維持、増加、減少について、何を意味していますか。分かりやすく御説明ください。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均のことです。

まして、女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、人口構成の偏りを排除するため、それぞれの年齢ごとの出生率を計算し、その率を足し合わせたものでございます。我が町の平成25年度の15歳から49歳までの女性の数は、2,629人でございます。これに対し、出生数は127人となっておりますわけでございまして、年齢別出生数を計算し、足し合わせた合計したものが合計特殊出生率であり、先ほど答弁いたしました1.77801となっているものでございます。合併後の平成17年度は1.51023でございました。

また、日本の昭和22年の合計特殊出生率は4.54であります。平成25年現在は1.43となっております。本町の1.77801は日本の昭和54年の水準に近いものでございます。なお、厚生労働省が規定しております厳密な用語の定義としての出生率とは、10月1日現在における人口1,000人に対する出生数のこととございまして、本町の平成25年度の出生数は6.618となっております。また、議員がおっしゃいました2.07は、人口置換水準のこととございまして、これは人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準を意味しております。日本は2001年、平成13年から2.07となっておりますが、1925年、大正14年の3.10からほぼ一貫して減少している数字でございます。この数字は若年期の死亡率が低下しますと、人口が減りにくくなりますので、先進各国では数字が低下する傾向にあり、概ね2.07となっております現状でございます。本町が人口置換水準2.07になるためには、年間約144人以上の出生が必要という試算結果となっております。しかし、この2.07はあくまでも日本全体の人口が均衡する水準でありますので、これでも本町の人口は減少いたします。本町の平成25年度は、出生数127人、転入422人、計549人の増に対しまして、死亡323人、転出631人、計954人の減、差し引き405人の純減となっておりますので、純減405人をカバーする人口置換水準を推計しますと、5.86149となるので申し添えておきます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 詳しく説明していただきました。東京都で行われた調査などでも、都会で育った人でも、田舎暮らしをしてみたいという、地方に住んでみたいといわれる方が4割という調査結果もあります。それと、地方から出て行った人を対象にした調査では6割の方が雇用の安定があれば、田舎に帰りたいたいというふうに、この地方創生会議がいわれたのを鵜呑みにする必要はないと思います。地方が頑張れば都会から人は来て、必ず人口を伸ばしていけると思っています。

今年の議員研修で長野県に行きましたが、人口は増加している地方に視察に行っ
てまいりました。そういうところもありますので、課長答弁で言われました人口減

少、数字的にも予想されています。人口の減少対策を放置すれば、周辺地域、限界集落と呼ばれているところが壊滅していくことは目に見えています。町の周辺地域、限界集落から、買い物にも来ない、病院にも来る人がいなくなる、外食や一杯飲みに来る人も絶えてしまえば、町中心部も廃れていきます。そうなれば、それこそ芦北町が消滅することになります。

1 回目の質問で人口減少対策として、町民上げての取組が必要ではと述べました。全町民を分けてみますと、町執行部と一般職員、町議会議員、それに一般住民と大きく分けることができます。まず、執行部が国や県に任せるとか、国や県の方針を待ってからという姿勢では、この難局は乗り切れないと思います。確かに国のほうでは地方創生ということで様々な手が打たれようとしています。この国の地方創生について、私なりに調べてみました。国のほうでは、ばらまきはやらない、手を挙げた自治体を支援すると、石破地方創生大臣が言っていますが、裏を返せば、何もしない自治体には支援をしないという流れのようです。

次に、町執行部内の一般職員ですが、町長個人の考えや発想を職員に押しつけられれば、職員は町長の指示どおりのことをやっていけば済むことになります。職員の能力や調査研究の成果は思う存分発揮できません。町の職員は芦北町内のシンクタンクです。いわゆる行政の専門家集団です。地域おこしや人口減少対策の先進例や失敗例までたちどころに調べ上げるでしょう。町長自身が職員の力を信頼し、一緒に人口減少対策や地域おこしをやろうという姿勢に立てば、職員は素晴らしい能力を発揮することでしょう。

以前、スクールバスが導入される前に、路線バスを今後どうするのか町長自ら職員に、責任は私が取るから遠慮することなく思う存分、町民の公共交通を確保するために、先進地に行き調査してほしいと言われましたと、当時の担当職員に話を聞いたことがあります。私は、その担当職員の話聞いて、町長のその姿勢に感動したものです。その結果、全国に先駆けて、現在運行している無料で児童・生徒と町民が一緒に乗り降りできるツクールバスが導入され、町民にたいへん喜ばれています。

次に、議会の問題ですが、人口減少対策や地域おこしについて、町執行部と議会が共通認識に立たなければどうなるかということです。県内のある町の例ですが、限界集落といわれる地域の小学校の廃校問題で、町は学校を残すという提案をしました。ところが、議会ではその地域だけなぜ優遇するのかともめています。八代市では、執行部が国保税の1万円の値下げ案を提案しましたが、議会で否決されました。国保税で市民がどれほど難儀しているかという共通認識の欠如と、与野党の議会内対立がこのような事態になったと思います。

次に、一般住民が人口対策や地域おこしに参加するという問題です。どんな資源があるか、何家族の受け入れが可能か、利用可能な空き家・空き地がどれだけあるか、耕作放棄地がどれくらいあるか、親戚や身近な人でIターン・Uターン・Jターンの希望者がいないか、行政に何を望んでいるか、そこに住んでいる地域の住民が一番知っています。私が、ある集落の人からこんな話を聞きました。「集落には子どもの声がせん。寂しかもんばい。息子が帰ってくるにも期待でけんし、都会から若い人たちや子連れの家族で来たなら、こん村の宝になるし、年寄りの生きがいになるとばってん。村全体で応援するし、子どもをみんなで可愛がり守るばい。」と言われ、「畑もただで使うてよかし、野菜の作り方も教ゆるばい。」と目を輝かせて言われました。これは私が聞いた一集落の声ですが、町内の自治会、老人会、婦人会、若者、高校生などからも知恵を借りる必要があると思います。私は、中学・高校で野球をしていました。当時の野球部は、監督がすべての権限をにぎっており、選手の自主性はなく、監督の指示どおりに決められた練習をしていました。1年生には発言権はなく、先輩の言うことは絶対で、言われたことに従うだけでした。しかし、今では高校野球の聖地、全国高校野球大会、甲子園に出場するチームは、野球部全員の自主性が尊重され、全体ミーティングで1年生、2年生、3年生部員みんなで話し合い、練習メニューを決めている学校が増えています。石破地方創生大臣は、6日の大阪での演説で、「知恵と力とやる気があるところには国は全力で支援する。」と言っています。

そこで、町長にお聞きします。私が言いたいことは、町長にまずしていただきたいことは、人口減少対策を統括する部署をつくり、現状と予測を全町民に知らせ、取組の基本方針を示して、全町民の知恵と力を借りるリーダーシップを発揮することだと思います。人口減少対策、地域おこしのために、どうすればいいかが問われています。

一つ目は、町長自信の発想や考えで方向を指し示し、忠実に職員にやらせるのか、また二つ目は、私が提案しましたように、全町民の知恵と力を借りるために町長自身がリーダーシップを発揮し指導していただき、みんなで一緒に方向性を作り上げるのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど来から日本創生会議の話が出ています。元総務大臣が座長ということでもありますね。その総務大臣が発表したのが、この将来の人口推計ですが、今頃になってこんなのを出すのかと私は思っています。その座長がですね、こう言われたんです。今まで国は人口減少問題と真っ正面から取り組んでこなかったと言ってるんです、国が。でもですね、地方はもう20年も30年も前か

ら、このことはちゃんとですね、もう見越して取り組んできております。しかし、限界集落という言葉がありますが、地方の単独でもですね、この政策にも限界があるんですよ。そういう中にはありますけれども、我々は総合政策の中で人口定住促進政策というのをですね、いくつか打っております。

まあ坂本議員も御存じだと思います。例えば、社会保障、医療関係でありますと、子ども医療費助成の問題、これはまだ熊本県下の自治体では高校３年生まで無料化しているところは少ないです。最近、ある市が取り組みましたので、３自治体ぐらいになっておりますけれども、うちはその先鞭的なですね、措置を取ったわけでありま

す。それとですね、例えば教育環境の整備ですね、これもやはり御家庭の不安の一つでありますので、子どもの安全・安心の教育環境をつくっていくということで、冷暖房設備の設置であるとか、防犯カメラの設置であるとか、あるいは地域に登下校のですね、安全を確保するために、そういう子どもたちを守る組織のですね、積極的な設置といいますか、そういうこともですね、呼びかけておるところであります。

また、一方ではですね、雇用であります。雇用がですね、やはり人口減少対策にはですね、私は効果的であるということで、企業誘致にも相当努力をしてきております。これからもやっていくつもりでおります。かつて産業構造がちょっと違う時代がありました。第一次産業が主体となる本町のですね、形態の中で、例えば林業であります、非常に盛んでありました。しかしながらですね、今はもう全国的にこれが衰退してきております。これは原因は何かといいますとですね、国が木材輸入関税の撤廃をしたからなんですよ。このことはもう目に見えて分かっていたんです。国の責任なんです、これは。しかし、我が町では地方でやることはやろうということで、芦北町の木材を使って、大工さんを使って家を建てれば、全国でトップの２００万円の補助をですね、最高２００万円の補助等々をやっとるわけです。ですから、特別に人口減少対策統括本部、そういう部署をつくるんじゃなくてですね、もうこの役場まるごとがそういう組織体になって、いろんな各課から提案をし、対応してきておるということであります。しかしながら、貴重な坂本議員の御提案でございますので、参考にはさせていただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○２番（坂本 登君） 町長自身、芦北町子ども子育て、また、子育てを特にですね、力を入れてもらっているというのは、重々知っております。それと、国の政治が悪いと、やってこなかったと言われましても、今、衆議院選挙が行われていますが、結果はどうなるか分かりません。しかし、国の方針、法律ができたなら、その中で

地方はどうやって全額補助を持ってくるか、そういうことが大事になってくると思います。

また、提案を参考にすると、前向きな答弁もありました。町長は12月定例会初日、9日の第二次総合計画の質疑の中で、安倍政権の地方創生、まち・ひと・しごと創生法案について、法律が具体的に分かっていない。今後、国・県の方針に伴って行うとお答えになりました。地方創生の中心問題に人口減少の克服、東京一極集中の是正をあげています。憲法と地方自治法によりますと、国と県と地方自治体は対等の関係にあるはずで、だから、国や県が芦北町に指示とか命令はできないことになっています。実際に、芦北町の実情や限界集落の実態は国や県には分からず、芦北町とそこに住んでいる町民にしか分かりません。芦北町の人口減少対策の問題を解決する知恵や打開策をどうしたらいいか、国や県には分からないはずで、す。石破地方創生大臣が知恵と力とやる気があるところには、国は全力で支援すると言っているように、国は5年間で最大4兆円にも上る地方創生予算を用意しているという報道もあります。これらを活用するには、全町民と一緒に人口減少、地域おこし対策など、国の支援策を大いに活用できることに、担当職員を置き専念させるべきだと思います。町長のお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど申し上げましたように、芦北町、この役場丸ごと、その対策をすべきと、丸ごと組織でいきたいと思っております。断片的なですね、解釈ではなくて、国に大きな責任があるという中での町は町で頑張ってきておると、これから頑張りますよということ、具体的な政策はたくさんございますので、御存じとは思いますが、また御理解をいただいております。それと、これは国に申し上げるべきことなんですが、やはり一極集中じゃなくて、多極分散型の産業構造をもつヨーロッパ型の体系にしなければですね、過疎・過密の問題、少子化の問題は、なかなか解決しないというのが私の思いでありますので、これはまた国につきましてもですね、窮状を訴え、ともに知恵を出し合って、難局を乗り切りたいと、そのように思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 最後に、今回は国や県の指示ではなく、芦北町が主体的に人口減少、地域おこし対策について取り組むことを、一般質問を通じて述べてまいりました。芦北町第二次総合計画のまちづくりの基本計画にありますように、芦北町に住みたい、芦北町に住み続けたいと感じられるようにするには、何が重要か、何をすべきか、私は第1に、働く場所を確保し、雇用の安心、収入の安定が絶対条件だと思います。第2に、福祉、教育、医療の充実が必要です。また、人口減少対策と

しては、子育て支援やIターン・Uターン制度の導入が必要です。

前回の一般質問で、空き家活用、空き家対策について提案しましたが、企画財政課、町長、農林水産課と意見が・・・いました。今度の人口減対象もすべて丸ごと組織でやると町長は答えになりました。確かにそのとおりだと思いますが、やはり特化した課、また、担当者を設けて、意見の・・・がないように、意見をいろいろあげるのは良いことだと思います。しかし、・・・にならないように取り組んでいただきたいと思います。まだまだ課題はたくさんありますので、具体的な打開策の提案など、私なりに考えて、これからも提案をしていきたいと思っています。

最後に、最重要課題の人口減少問題に取り組むために、全町民の知恵と力を借りるために、町長にはリーダーシップを発揮し指導していただき、みんなで一緒に方向性を作り上げていただくことを再度申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分から再開します。

—————○—————

休憩 午前10時56分

再開 午前11時12分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年、私にとりましては最後の一般質問となりました。

今回の質問は、旧国民年金健康保養センター、通称ブルーマリンあしきたの今後の活用について質問いたします。この施設は、開設以来、風光明媚な八代海が眺望できる施設といたしまして、町内外の多くの方々の御愛顧により、閉鎖するまで累計利用者は約82万人に達し、最盛期には年間4万5,000人の利用者があっておりました。国民年金の被保険者はもとより、観光目的と多くの利用者の福祉向上に寄与・貢献し、所期の目的と社会的な責務を十分果たしてきたといえます。

しかし、バブル崩壊後、長引く景気低迷の影響や、近隣に御立岬公園の宿泊施設や日帰り温泉施設、さらには青少年の家等が出来たことによりまして利用客が減少し、平成15年単年度で赤字を計上するにいたり、平成16年度も継続的に赤字が見込まれ、国の年金制度改革協議会の方針を受け、県の国民年金福祉協議会で閉鎖が承認され、翌年閉鎖され、既に9年余の歳月が経過しております。

閉鎖後、独立行政整理機構に移管し、入札により本町が2,501万円で買収し、現在にいたっておるところでございます。営業を開始してから閉鎖まで、25年の長い歴史の中で輝かしい功績を残したと考えられます。議会においても、これまで川尻、草野両議員が一般質問を行っておられ、議会といたしましても関心の高い課題と受け止めております。

そのような中、通告しております旧国民年金健康保養センターの活用等について質問をいたします。まず、第1点は、当施設は年金受給者の福祉の向上はもとより、芦北町の観光拠点として重要な役割を果たしてきましたが、引き渡されてから7年余の歳月が経っており、早急な対応が求められるが、今後の対応についてどう考えているのか。第2点目は、施設が閉鎖されてから9年余が経過しているが、歳月が経過することにより、改修費用が嵩む等々の問題があると思うが、どう考えているのか。第3点目は、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げ、より良い方向に持っていくとの答弁があっているが、その後どうなったのか。以上3点について質問します。町長の明快な答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 寺本順一議員の御質問にお答えいたします。

①、②の質問につきましては、一括してお答えさせていただきます。御指摘の旧国民年金保養センターにつきましては、平成17年1月の閉鎖以来、宿泊施設の誘致を主眼として、多方面にわたる誘致活動を行ってまいりました。残念ながら、現段階では誘致にいたっておりません。このような中、今回新たに国道3号沿いにホテルA Z熊本芦北店の進出が正式決定し、本年10月から着工、平成27年、来年4月のオープンを目指し、現在、工事が進められており、長年の懸案でありましたビジネス需要に即応できる施設として期待をいたしておるところであります。

一方、旧国民年金保養センターは、閉館から10年を迎え、内部損傷などが進んでいる状況にあります。また、県立公園内に未利用建物として長く存在していることから、景観上の阻害要因、風致上の問題も内在していると理解をしております。

このような状況を考慮いたしまして、ホテルA Z熊本芦北店の進出を契機といたしまして、旧国民年金健康保養センターの施設を活用したホテル誘致は白紙化することとし、解体を含めて今後の方策を検討してまいりたいと考えております。

③でございますが、担当課長より答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。

御質問の3点目につきまして御説明申し上げます。

庁内で町三役をはじめ、関係6課長による検討を行い、当該施設へのホテル誘致

を推進することといたしまして、進出を希望するホテルと協議を進めておりましたが、折からの世界不況、まあリーマンショックであります。資金調達が困難となり白紙状態となりました。その後も様々なチャンネルを通じましてホテル誘致の活動を行ってまいりましたが、平成23年度から平成25年度の間は東京都の設計会社など2社とリゾート地としての活用を検討するため、土地利用計画に関する覚書を交わし、利用計画図や計画模型の製作を行い、企業へのアプローチを行いました。資金調達面や運営事業者の確保のめどをつけることができず、現在にいたっております。以上です。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） まず、1番と2番は、町長が申しあげましたように、関連しておりますので、これは後でまた質問をさせていただきたいと思います。3番目のプロジェクトチームの立ち上げ、一応庁内で協議は行われたようでございますけれども、この7年間の間に、買収してから、何回ぐらい協議を行って、どのような内容、どのような結論に達したのか、先ほど企業誘致について、いろいろ物色したと、東京の会社に相談して物色したというような御発言もございましたけれども、7年の間で何回、それも各年度においてどうだったのか、そういったところまで一つ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 一応臨時議会が終わりまして、先ほどお答えしました内容につきまして、平成20年7月に開催をまず第1回目しております。その後、ホテルにつきましてのですね、様々な問い合わせでありましたり、また当方よりの誘致の活動があったわけですが、その都度、必要に応じて開催をいたしてきております。例えば、現在、資料として把握しておりますのが、その後21年の6月、また同じ年の12月など、必要に応じて開催を行ってきているところであります。その折の内容につきましては、ホテルの誘致として方向性をですね、一応定めるというふうな内容であります、それに付帯します周辺の整備について、また誘致を希望される業者と町との様々な関係について、また、町が支援できる補助金につきまして、そのほか所有権移転も含めまして、全体のスケジュールといいますか、行程等につきまして内容を検討をいたしております。以上です。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 職員の段階ではいろいろと協議されておられるようでございまして、町長にお尋ねいたしますが、これまで何件の業者が一応希望といいますか、進出したいというような希望があったのか、それをまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 申し上げます。株式会社ヒューマンボンド、株式会社K&Y石川代表、川越東武ホテル藤本義男総支配人、サンホテル、グリーンホテル、藤岡弘氏、これは青少年の健全育成の場として検討したいということでしたんです。株式会社十兵衛、生駒名水株式会社、福岡医師会、社団法人日医支援機構、日本の人医療の日医支援機構、それと株式会社立山、あるいは熊本テルサ館長山村憲一氏等々であります。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 合計何件でございますかね。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今のを足していただくと。1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12です。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） これまで12件とお話があったというようなことでございますが、どのような理由で一応成就できなかったのか、町長はそういう業者と会ってお話をされておると思いますけれども、どのような理由によって成就できなかったのか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 誘致、また活用につきましては、外部資源の導入による地域振興策としてたいへん重要な役割をもっているというふうに思っております。ところが、バブル崩壊後の景気低迷、またそれに伴いまして大規模な設備投資に慎重な民間会社等の姿勢が広がっていたというふうに思っております。さらに、経済のグローバル化によりまして、製造拠点が海外にシフトしていくというふうなこともございまして、非常に企業の誘致も含めまして活用の状況につきましては極めて厳しい状況下にあったというふうな状況であります。以上です。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） お話によりますと、これまで業者の委託を中心に7年間やってきたが、成就できなかったというふうなお話でございますけれども、この問題は買収した段階で、外部のそういう業者だけに限らずですね、町で町出資の組織を立ち上げてやるというのも一つの方向だったんじゃないかならうかと私は思っておるわけでございます。10年一昔というふうな言葉がありますが、このままでは恐らく一昔過ぎるんじゃないかならうかと思っております。先ほど初めて議会の場で白紙というふうな言葉があったわけですが、これまでの7年間、誘致企業だけを探して、ほかの考え方がなかったというふうなことにに関して、私は非常に疑問をもっておるわけで

ございます。先ほど申し上げましたように、もう一つの方法として、町が出資して経営組織を設立し、運営する方法もあったと考えております。企業と町で組織をつくって立ち上げる、このことについて町長はもう一つの方法の選択肢はなかったのか、あるいは考えておられなかったのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 町独自、あるいは第三セクターでやったらどうかという意見は当然出てきました。しかし、経営のノウハウとか、あるいは専門的な分野にもなりますし、むしろ優良企業を招いたほうがいいだろうということで、検討はいたしました。特にですね、飲食部門は黒字であったわけです。宿泊部門が赤字、初めて赤字を出したんですけれどもね。当時の社会保険庁の意向で、1回でも赤字を出したら閉鎖という方針が出ました。全国社会保険庁関連施設がですね、国民年金の基金を投入して、国民年金基金会計が危機に陥ったんですね。そのときに売り払ってしまいました、閉鎖して。ただ、芦北の場合は、宿泊施設は減少気味にありましたけれども、飲食店は黒字だったということで、その飲食店部門だけでもやってみようかという話も出たことを申し上げておきたいと思います。

そしてですね、白紙化するというので、その三文字だけをですね、さっき言われましたが、ホテル誘致は白紙化するということなんですよ。それは国道3号沿いに91室、ビジネスホテルができるんですから、もうそこに造る必要はなくなったということですから、ホテルに関しては白紙化、そして今後どうするかは、さっき言いました、解体をするとは言っていないですよ、解体も含めてということですから、検討していくということでございます。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 最近になって、一応町内で、町長が言われましたように、ホテルの建設というのが聞こえてまいります。この問題は、今年あたり話が出た、我々に入ってきた、恐らく町長にもそういう時点で話が入っておると思いますけれども、7年前、8年前、そういう構想というのは、恐らくなかっただろうと思います。ホテルが7年前、芦北町に7年後にできるとか、そういう話はなかったと思います。非常に話の内容がそれに引っかけて、もうホテルができるからどうのこうのというようなお話でございましたけれども、まったくこのホテルとこのブルーマリンあしきたとは関係のない話ではなかろうかと、7年前からしますとですね、そうと思いますが、そこらはどうですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 大いに関係あります。7年間努力した結果ですね、このホテル

側が、あるいは間に入った方が、芦北町ではホテルを必要としているという情報が入ったと、今でもいいのかということでありました。そして、場所をあちらこちら検討した結果、こちらになったわけでありまして、大いに関係しておるわけでありまして。そして、もう一つ申し上げておきますが、あの旧保養センター跡地をですね、芦北町が整理機構から入札でですね、これは競売でしたけれども、取りました。もともとですね、あそこにはもう競売に入る予定はなかったんですよ、競売に。町はもう関与しないということです、国有地でしたから。それで、ただですね、放っておくと風致上、風紀上、いたらぬ企業とかですね、あるいは反社会的な人たちの動きもありました。それは整理機構からの情報がどんどん入ってきましたから。できれば、町で土地だけは確保しとってほしいということでありましたから、そういうことですね、東京の入札会場に行って落札をしたんです。あそこにやはりさっき言いましたですね、教育上、環境上、問題があるやつが出てくる、あるいはですね、倒産して、また建物がそのままになるというのはですね、やはりこれは良くないことでありますので、まずは土地を町のものにしよう、それからの活用は随時考えていこうということであったわけです。しかし、ホテルの要望が非常に多かったんで、じゃあホテルに特化して探してみようかということで、いろんなところがありました。もう契約寸前までいったところもあるんですよ、さっき申し上げたところの。ところが、経済情勢の変化でですね、熊本県全体からホテル業界が撤退していく時代でありました。そういうことの積み上げの結果、我々はですね、揺るがぬ姿勢でずっとホテルホテルと呼びかけてきました。しかも蒲島知事、蒲島知事にもこれをお願いし、そして見ていただき、県に指示をされました。知恵を出して、力を貸して、あそこをどうにかしようじゃないかという、知事自身がおっしゃった。県もお手伝いいただきましたが、なかなか難しいんであります。そういう流れの中で、ホテルが来たということでもあります。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） これまで、結局、買収した施設をどうにか再開したいというようなことで企業にも動いていった。蒲島知事にも御相談して、やはりあの施設をどうにか立ち上げたいというようなことで恐らく相談があった。先ほどから申し上げますように、一つの考え方としてですね、やはり町が公舎のある株式会社なり、町出資のそういう組織を立ち上げてやるというのも、これは大事な大きな考え方ではなかったかろうと思っておるわけでございます。7年経っても、もう一昔前といっても過言ではございません。一昔経っても結論が出ない、あまりにも私はずさんな対応ではなかったかと思っております。

先日、施設を見せていただきました。まだまだ手を入れれば復元可能な状況であ

ると、私なりに判断をいたしました。2階の部屋17室や大広間はまだまだしっかりしております。少し手を加えれば十分できると思いました。3、4か所の雨漏りや壁のクロスがはげているところも数箇所ございましたが、特に厨房の傷みが目に付きました。これから、さらに歳月が経過しますと、施設の傷みも進むわけですが、ずるずるとここまで来てしまいました。先ほど白紙化というようにお話もございましたけれども、白紙化という話は議会といたしましても初めて聞いた言葉でございまして、非常にどうだろうかというような感じをもっておるわけでございます。

町の振興計画では、観光の振興については滞在型の推進が重要な課題であると位置付けてあります。旧ブルーマリンあしきたは、冒頭申し上げましたように、風光明媚な八代海を眺望できる施設といたしまして、多くの御愛顧者によって支えられてきました。当町でも唯一の施設として町民の方々に親しまれ、雇用の場として、さらには地元産品の食材の消費等、経済効果にも貢献してきたわけでございます。

先ほど、坂本議員も人口減少の問題でいろいろとお話もございましたけれども、今、町村では少子高齢化と人口減少の荒波の中にございます。観光は総合産業といわれておりますように、この事業は大事な事業であります。ピンチをチャンスに変える絶好の機会でもあるのではなかろうかと思っております。

昨年のことでございますが、町民の方から「ブルーマリンあしきたは何ぼしとっとか。」と叱責を受けました。「早く施設を再開せろ。」というようにございます。町長は平成17年3月の川尻議員の一般質問の答弁で、「ブルーマリンあしきたは芦北町の観光等に大きな貢献をしてきたわけでありまして、このままではいけない。そのような認識で今後取り組んでまいりたい。」と決意を述べられております。この発言から既に9年が経過しております。言われるように、このままではいけません。今からでも遅くございせん。当時の発言を思い出していただきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 寺本議員、分かんないはらんですかね、白紙化というのが。ホテル誘致については白紙化すると言うたっです。重ねて言います。ホテル誘致は白紙化します。あそこの活用については、白紙化でないということです。賢明な寺本議員なら分かんないはるでしょう。

それとですね、少々手を加えれば良くなるとおっしゃいましたがね、どの程度中を見られたか分かりませんが、2階建てですよ。バリアフリー化が全然できてないんですよ、バリアフリー化。各室はですね、部屋にトイレもバスも付いてないんですよ。共同便所、共同風呂なんですよ。今、時代のニーズとしてはとても合わない

いんです。各部屋を全部改修せにやいかんのです、水回りから全部。莫大な資金が必要になってくるわけでありますので、簡単にはですね、少々というのはどの程度か分かりませんが、簡単にはいかないのであります。

それと、町でとか、第三セクでですね、やることは十分考えたんです。しかし、第三セクターはやっぱりみんな必死でですね、やっています。とんとんを維持していくのがやっとなんですよ。そういう中でですね、新たな三セクとか、直接経営に乗り出すというのは、非常にリスクがやっぱり大きいということから、他の民間資本を活用しようという方針で今日まで来たんです。ずさんじゃありませんよ。ずうっとプロジェクト会議を開いて誘致活動もやったんですから。これをずさんというなら、世の中ずさんだらけですよ。そのへんはですね、少し見識をですね、改めていただかないと討論がまともにできなくなります。以上です。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 町長の先の、9年前の答弁において、これはどうにかせないかんとというような発言があっております。それは何をもってそう発言されたのか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） どぎゃんかせにやいかんということです。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） それは当時、やはりその施設をどうにかして、町の振興計画にもうたっておりますとおり、やはり観光のこれからの方向というのは、滞在型にもっていくと、もう基本的に町としてもそういう方向性が打ち出されておるわけでございます。多くの愛顧者、ファンの非常に素晴らしい、私はそれまで施設だったろうと思っております。当時、閉鎖をされるその時点での問題が一番私は重要じゃなかったかと思えます。16名の雇用があつて、赤字といっても閉鎖する前の2年目は150万円、その次が500万円、当年度が一応500万円ぐらいというようなことで、まあこういう言い方は失礼かもしれませんが、赤字といってもその3年間だけであつて、以前はずっと黒字で経営してきた施設であつたわけでございます。やはり町民が望んでいるのは、そういう私は風光明媚なところに、あるいは県民の方々もそういう思いをもっておられるんじゃないかならうかと思っておるわけでございます。

白紙というようなことは、まあ取壊しという言葉は出ておりませんが、恐らくあのまま負の財産として建てておるわけにもいきませんので、やはり白紙ということであれば、取り壊して、そこを何らかの施設、あるいはそのまま平場の状態で広場として活用するか、その方向しかないんじゃないかと思っております。そこらについて、町長、考え方をお願いしたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 7年前の私の答弁をおっしゃいますが、今日までずっとその考えできたわけですよ。ところが、ホテルA Zが来ましたから、来たから、宿泊施設はもう意味がなくなった。だから、それは白紙化しようということなんです。それは民業圧迫になりますよ。あのですね、当時の芦北町のベッド数はですね、ホテル・旅館のベッド数は260床が限界といわれていたんです。だから、そこに新たに来るということは、既存のですね、地元の宿泊施設にも影響があるということですね、それは利用される層が違えば、そう影響も大きくはなからうということ、ビジネスに限ってですね、その後、リゾートが出てきましたけれども、地元にはそう影響がない範囲で宿泊施設をどんどんどんどん推進してきたんです。推進をしてきました。A Zが出来ましたから、91室。もう芦北町ではベッド数からして、十分充足するだけの数になるということでもありますから、考え方を一旦白紙に戻してやろうということだけの話でありますから、次はいろんな展開が考えられるかもしれない。

更地にしようと、解体しようということだけがですね、その今、強調されています。それも含めて検討しますということなんです。もう分かってもらえんと、時間になりますばい。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） A Zの話は、今年になって出た話でございます。その私は買収当時の話からしよっとですよ。ここまで結局遅れてきたわけでしょう、7年間という間。いろいろそういう民間を利用したいというような話であって、民間が駄目なら一応町でも出資の会社を立ち上げてする方向もあったわけでございますので、なぜそういう方向に持っていかなかったのか、私はそのことを言っているんですよ。A Zは今年、現在の話であってですね、以前はそういう話はなかったわけなんですよ、7年前。まださかのぼって言いますと、結局、県の年金福祉協議会の会長は、理事長は町長が恐らくされとったと聞いております。そういう地位にあった方、恐らく閉鎖前からその話というのはあったはずだろうと思うとですよ。それで、その時点で動きをしておればですね、即、従業員も経営もそのまま移管できたんじゃないかというようなことまで考えられるわけでございます。それはもう結果論でございますけれども。そこらあたり、どう思われますか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 財政を無視すればできます。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 町長、財政を無視すればできると言われましたけれども、もっ

と申すですね、言わせてもらえば、投資信託に1億円を投資しましたね。そういうことよりも、地元の企業、雇用、そして地元の特産品の活用、観光振興としての仕事、そういうことからしますと、ファンド、投資信託に1億円を投資するようなことよりも、地元の方々、県民の方々に恩恵を与えるような仕事のほうがずっと私はいいんじゃないかと、そういうことを思っております。年間、こう言っちゃ失礼なんですけれども、150万円、500万円、赤字が出ておりましたけれども、それはやり方によってはどうにか乗り切れるかも知れませんし、そのくらいの赤字といえば語弊がございますけれども、16人雇用いたしますと、1人200万円で計算したとき、3,000万円ぐらいの人件費がそこで支払われます。私は、そういうことが町の今後の少子高齢化が進む中で、人口減少が進む中で、非常に逆に価値があるのではなかろうかと考えております。町長、御答弁をお願いします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 投資信託への取組はですね、もう今、自治体がどんどんやっています。低リスク・低リターンですね、しかも当座必要としない資金を投入するわけありますので、それはそれで目的があってやるわけあります。

それと、町が経営する、あるいはですね、その三セクに任せるにしても、これは本当にですね、リスクが大きいんですよ。大きいんです。ですから、それは簡単にあの閉鎖当時ですね、水俣市長、津奈木町長、田浦町長、芦北町長おりましたけれども、そのまま移行するなんちゃでできませんでした。例えば人件費だって、国家公務員に準拠するレベルだったんですよ。ですから、そんなここが無くなるけん、なら引き受けましょうと、そんな簡単なものじゃなかったと思います。しかもですね、あれは国有地でありましたから、建物は社会保険庁がもっていると、我々はその中で運営に携わったということでもありますから、当時、水俣芦北地域ではですね、そのまま引き受けようという考えはありませんでした。赤字が出とつとですから、赤字が出とつとを何で引き受けますか。それは当然の理であると思っております。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 今、そういった類いの公共施設の赤字の問題が出ましたけれども、今、温泉センターを造ったりやっておりますね。特に芦北町は温泉の、町が造った施設が多いところでございます。当然、赤字が出ております。御立岬もそうでございます。赤字が出ております。しかし、これは町民のまず福祉の施設ということをおいて、やはり町民のそういうことを考えたところの事業であって、当然、当初から黒字になるか赤字になるか、そういう施設わかりませんけれども、最終的には赤字になっても、やはり我々としては町民の福祉施設だから、それはあい

仕方ないというような考え方もあるわけでございます。当然、ブルーマリンあしきたについても、そういう考え方に立てるのではなかろうかと思っております。

また、投資信託、ファンドについて、今、全国的に自治体がどんどんというような話もございましたけれども、私はこの問題について、非常に関心をもっておりますけれども、全国で市町村でこういったファンドに出資するといったことは芦北町、恐らくだけだろうと、ほかにあったらその例を教えてくださいたいと思いますが、東京都は投資しておりますけれども、全国の市町村の中でこのファンドに投資しておるところは、恐らくないのではなかろうかと、あったらひとつ教えてくださいたいと思います。

○議長（寺本修一君） 12時になりましたが、寺本順一議員の質問を続けます。

なお、ファンドにつきましては通告外ですので、申し添えて。通告外です。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もう冒頭に返りますけれども、あそこの土地・建物を取得したのはですね、風致上・風紀上放っておくとよくないという最初の目的があったんです。そして、当時はまだ建物もしっかりしていました。バリアフリーうんぬんがまだそう叫ばれるときじゃありませんでしたけれども、今となっては時代ニーズに合わない建物になってしまったと。ホテルホテルと、宿泊施設といっておりましたが、たまたま出てくれます。それは我々がずっと呼びかけた中での結果であります。成果でございます、成果で。町にもずっと相談に来られて、やったわけで、そういう成果です。これまで来た人も呼びかけたから来たわけでありましてですね、これもそれであります。ですから、最初にあそこを取得した目的はそれはと。しかし、せっかくの施設だからどうかならんか、検討に検討を重ねてきましたが、時代の変遷とともにですね、非常に困難になってきたから、ホテル、ホテル宿泊施設は、白紙に戻しましょうと、それだけの単純な話であります。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 今から9年前の、先ほど申し上げましたように、川尻議員の一般質問に対して、再度申し上げますが、ブルーマリンあしきたは芦北町の観光振興等に大きな貢献をしてきたわけでありまして、このままではいけない、そのような認識で今後取り組んでまいりたいということをはっきり申し上げられております。今言っていることと。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 取り組んできたじゃないですか。住民の皆さん方のニーズはですね、当時、宿泊施設を引っ張ってきてほしいということだったんです。飲み屋さんとか居酒屋さんじゃなかったんですよ。宿泊施設がほしい、だからほぼそれに特

化して、ずうっと取り組んできたんです。そういう流れの中でＡＺでありますから、ええ、喜んでくださいよ。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○４番（寺本順一君） もう時間もございませんので、最後にしたいと思いますが、一応９年前、７年前のことをさかのぼってですね、やはりあそこの利用というのを、もう少し広範囲で、多岐にわたって選択肢があったわけでございますので、まあ我々はあそこに民間ができないんなら、結局、第三セクターなり、あるいは町１００％の出資の会社をつくって経営するというようなことも考えてあればよかったんじゃないかというようなことを、私は申し上げておくことでございまして、そのことでございます、私が申し上げたいのは、９年も何ばしとったっすかということです。もう一昔前の話になってしまうでしょう。このことが私は非常に重要じゃないかというようなふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問も時間が来ましたので終わりたいと思います。以上です。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君の質問が終わりました。

昼食のため、１時１０分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後０時０５分

再開 午後１時１０分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、次に川尻君。

○１２番（川尻成美君） それでは、午後の時間となりましたけれども、午前中、時間いっぱい２名の質問者、今年を締めくくりますね、議会として最後の質問を与えていただきました。

それでは、私は今定例会に臨み、通告しております３つの問題について質問します。

一つは町発注における工事予定価格について、二つに二世帯近居家族への支援策について、三つに土砂災害警戒地区の指定促進についてであります。

まず、町が発注する工事の予定価格について質問をいたします。建設産業における環境は厳しく、特に若手人材確保や育成について、喫緊の大きな問題として捉えております。また、建設業に携わる下請け、再下請け業者において、法令によって加入が義務付けられております社会保険等法定福利の適正加入が求められ、平成２９年度から未加入者を工事現場から排除することになっております。そういうこと

から、国土交通省と農林水産省は、公共工事における建設労務単価を51種の加重平均単価が平成24年度全国平均で16.1%上昇し、さらに本年2月から全国平均7.1%増加しております。そこで、第1点は、本町の発注の設計労務単価はどのようなになっているのか質問するものであります。本町の予定価格の積算に、この国の定めた基準単価を参考にして発注しているのか、2点目の質問であります。3点目は、発注者としてこれまでも発注してきた工事を含め、適正価格をどのように認識しておられるのか町長に質問をいたします。

次に、第2の二世帯近居家族への支援策について質問します。去る11月15日付けの読売新聞に、二世帯近居、自治体が後押しという見出しで大きく掲載されました。子育てを支援し、若者世代を呼び込もうという施策であります。東京都千代田区の事例を取り上げてありますが、まさに若者定住を願う本町としても考えてみる事業として位置付けるべきではないかと思います。そこで、1点目は住宅購入費や転居費用の一部の助成等の考えはないものか質問します。本町にも国が定める次世代育成支援対策促進法に基づく芦北町次世代育成支援行動計画が作成しておられます。これです。今年でこの計画が期限を切れますが、聞くところによりますと、新たに子ども子育て支援計画を作成中というふうに聞いております。協議中ではありますが、この後期の計画を取り入れるということも中身においては聞いております。新たに作成する子ども子育て支援計画なるものに、この支援策に先ほど述べました1点に助成策を盛り込む考えはないものか質問いたします。

次に、第3点は、土砂災害警戒地区の指定促進について質問します。今年8月、広島県の北部による土石災害が発生し、この教訓を受けて土砂災害警戒地区の指定を促進する改正土砂災害防止法が去る11月12日に国会で成立をいたしました。このことを受け、本町でも対応に向け進められておると聞いております。近年の気象状況を見ますと、いつ、どこに、どのように大量の豪雨が降るのか分からない状況であります。県が平成16年3月配布した芦北水俣地区をもとに、芦北版として、この土砂災害危険箇所というのが作成されております。これをもとに作成されると思いますが、事前に早急に本町としても町民に周知すべくことではないかというふうに思います。よって、早くこの危険箇所を町民に知らせるためにも、早急に作成すべきというふうに思います。

以上申し上げましたが、町民において、また建設業を営む業者にとって、身に迫る問題でありますので、明快な答弁を期待して、登壇しての第1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 答弁の前に、通告では、一番最初です、平成25年度となっておりますが、先ほどの発言は24年度というふうに申されましたが、25年度で。

はい、そういうことで。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、町発注の工事予定価格であります、事務的なこととなりますので、それぞれ担当課長から答弁させます。

続きまして、二世帯近居家族への支援策についてでございます。このことについては、平成27年4月から、子ども子育て支援新制度が開始されることから、担当課においては新たな支援計画策定に向けてのニーズ調査を実施しておりますので、そのことを踏まえ、担当課長から答弁をさせます。

続きまして、土砂災害警戒地区の指定促進についてでございますが、芦北町における土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定につきましては、既に497か所が指定されておまして、住民への周知も行っております。また、未調査箇所については、調査主体となる県に早急な調査をお願いしていきたいと思っております。町民への周知方法については、総務課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） それでは、御質問の要旨①の本町発注の設計労務単価はどうしているのかについてお答えいたします。

芦北町が発注する工事におきまして、設計書を作成する際の労務単価は、熊本県が市場調査の上、決定しています県内共通単価を採用しております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 本町の予定価格の積算についてのお尋ねでございますが、②、③につきましては関連いたしますので、一括してお答えをいたします。予定価格につきましては、先ほど建設課長が答弁しました労務単価等をもとに設計された設計額を参考にしており、適正価格であると認識をしております。

次に、土砂災害警戒地区の町民への周知についてのお尋ねでございますが、県から指定されました土砂災害警戒区域、特別警戒区域につきましては、町といたしましても各戸に配布した防災マップ、ホームページ等で既に周知を図っております。以上です。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 御質問の2、二世帯近居家族への支援策については、次世代育成支援行動計画関連の御質問かと思われますので、福祉課のほうからお答えいたします。なお、御質問の①と②は関連がございますので、一緒に答弁をさせていただきます。

近居は子育てや就労を支える施策の一つとして、都市部などで費用の一部を助成する自治体がございますが、県内では取り組んでいるところはありません。近居を祖父母による子育て支援として捉えた場合、本町では就学前の児童をもつ保護者へのニーズ調査を行っておりますが、その結果では子育てに関して祖父母等の協力が日常的に得られる家庭、若しくは緊急時や用事の際に祖父母等の親族が見てもらえる家庭が全体で合わせて約9割を占めている状況があり、保護者からの意見の中にも近居に対しての助成要望は出ておりません。また、住居への支援は既に町産材を使用した住宅建築への補助を行っており、公営住宅につきましても州崎団地など整備され、子育てに対応できる状態であることから、近居に対して新たに助成する考えはありません。計画策定に関しましても、国が定めました子ども子育て支援事業計画策定に係る基本指針及び次期次世代の行動計画策定指針の中にも記載事項として示されていないことから、今のところ計画に盛り込むことも考えておりません。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、1番から順を追っていきたいと思いますが、建設業界からどういう要望が出ているのかちょっと知りませんが、設計の段階ですよ、労務単価を計算して設計で織り込んでこれだけかかるからということで予定価格を算定するわけですね。全国版の物価表とかですね、要するに労務費が基準になりまして、あとはそれにいろんな工材等がありますから、それを積算するんですけども、基本はやはり労務単価が上昇しないとですね、工事価格は上がらないんですよ。だから、まあ今までですね、もうバブル時期からこれだけ競争の激化の中で、競争し合う入札制度やったものですから、底値底値ですと発注して、こういう価格が出て、それから今度は予定価格という形をとられたんですけども、その予定価格はあまりにもその最低で、やっぱり競争入札したときの基準がそうになっているんじゃないかというふうに思います。これだけでできるんだということですね、公共事業においてはあまりにもそういう形でおられるんじゃないかなと。実際ですね、実行した予算では全然利益が出ない状況であるわけです。私もその下請けで一つの一特殊の企業、工事でありますので、今だんだん上がりつつありますけれども、非常に厳しい状況というのは分かれておるのでしょうか。町長、どんなふうに思われますか、今の建設業界の状況を。これでいいのか、3番目に認識、適正価格であると言われたんですけども、適正価格ということはどういう認識であるのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 業界全体の問題でありますし、任意の団体であります建設業組合ですかね、協会ですかね、から以前、陳情要望もございました。もう数年前ですよ。それには、若干対応いたしまして、今は協会としては、組合ですか、どちらですかね、組合としては正式に要望は上がっておりません。ただ、社会経済情勢のことはやはりかんがみて、反映すべきことであろうなというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、職人不足等で、非常に工事請負も、元請け、また下請けがない状況というのは御存じと思いますが、芦北町においては辞退するのは少ないんですけれども、よそに行ったら、ほとんどもう辞退というか、指名はもう要りません、もうこれは辞退しますということで、入札ができないような状況もあるわけですね、特に東北はそうなんですけれども。そういう中で我々に来るのは、できますか、できませんか、こういう工事を請けようと思いますがと。私たちが例えばできないと、手一杯であるから職人不足でできないと言うと、もう元請けさんはもう取られないんですよ。そういう状況というのは、末端からいきますと、若者の育成、今まで非常に厳しい状況で解雇しなければいけない状況、そういうことを考えればですね、非常に労務単価が低いわけですね。1万円そこそこで、この暑い近年の夏場の状況なんかは全然できないし、福祉厚生費も掛けられない。要するに利益が出ないと掛けられないものですから、そういうことを思えばですね、もうちょっとしっかりした設計予算をですね、県と話し合って、やっぱり考えるべきじゃないかというふうに思います。この前、県が説明に第5次と6次のあったとき、芦北振興とは別だったんですけど、私はそういうことをちょっと申し上げたんですけども、非常に建設業界としては、やはり今後なくてはならない建設業界ですので、その担い手ですので、それだけの付加価値を付けた設計単価を出してもらわないと、やはり元請けさんが私たち下請けに発注するのも、ずっと順序がありますけれども、今、元請けさんが非常に自分の資産をなげうって、やはり仕事を取りよるといふ状況は現在起きているんですよ、工事するにあたって。特殊の業種においては。やっぱりそれだけの単価をやらないと工事ができないという状況ですので、そういう状況は十分知ってですね、もっと精査すべきじゃないかなと、設計を委託するところともですね。はっきり言って、町が発注するにおいても、設計屋がおるわけですので、その設計屋が設計するんですから、その設計の段階でやっぱりそういうことを言う必要があるんじゃないかなということです。

今日、昼ご飯に帰りまして、ちょっと新聞を見てみたら、11日の建設新聞ですけども、猿渡土木部長と県の協会の方との折衝の中で、発注平準化という形で、単価にしろ、これにはですね、地場産業とはスタートラインが違うと。このままで

は担い手確保、育成にもつながらないという指摘をしております。適正な積算、労務単価設定と予算確保、発注を平準化について、県の考え方を叱ったということで、土木部長に協会が出しているんですよ。だから、それを受けて、分かりましたということで、精査しますと、市町村と連携して会議しますということを昨日の新聞で建設新聞に載っておりますので、こういう形であります。

そして、私が冒頭言いましたように、福利厚生費というのがありますよね。それを要するに正規社員は非常にお金がかかります。厚生年金、社会保険等々、退職制度とかかかりますので、今まで状況やっていけなかったものですから、非正規にして日雇い労働という囑託にしてですね、保険を掛けないとか、そういう状況であったんですけども、そういうのをもう排除するんですよ。その指導が今来て、ほとんどそういう社会保険あるいは建設国保とかに誘導、指導も私もその束ねておりますので、そう指導をしております。そうするとですね、もう今までの単価ではどうもやっていけないと、請負さんがやっていけないという状況であります。例えば、例を挙げて、軽作業員でも、普通作業員でもですね、1万3,300円であったのが1,400円上がっております、そしてそれにですね、福利厚生費を掛けるとですね、1万8,700円いるというふうに、1日の日当はですね、なっているわけです。だから、ほかの業種もずっとそれだけ上がっているんですけども、もうそれを計算すると、もう必然と分かるわけでございますので、そのへんは特にやはり建設業界がある程度の利益を出して、職員も社会保険をやって税金を払うということの中を考えればですね、やっぱり予定価格を少し上げて、利益をもたらす方向にやっていったほうが、地場産業育成の効果には私はなるのではなかろうかと。予定価格は計算しておられますかね。今、予定価格でだいたい平均何パーセントで落札しているのか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） お答えをいたします。

設計額をもとに、工種、内容、財源等に応じて、設計額の99.5%から95%の範囲で設定をしております。落札率につきましては、平均で97.02%でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 芦北町としては、案外予定価格に近いことで落札をしておりますけど、その金額をですね、先ほど言いましたように、もっとちょっと見直していただければ、経済効果、末端のやはり、失礼ですけども、会社員がいないと税金はないんですよ、なかなか、落ちらんじゃないんですよ。必然的にもう入ってくるものですからですね。そういう雇用体制もやっぱり必要になってくるんじゃない

かと思います。

次に、第2の質問に、ちょっと期待はずれだったんですけれども、今、私もそういう予測はしておりました。住宅のあれをやっているからという予測はしていましたが、これはまったく違った形じゃないかなと思います。定住という形の中でですね、やっていけば、この名前だけですね、次世代育成支援計画なんか、私はあまり中身がなかですもんね、これ。はっきり言って、大きいですけれども。いっぱいしてありますけれども、ただ子ども子育て次世代という形にはですね、また違った方向の子ども子育ての中で、やっぱりその環境というのをやらなければいけないんじゃないか、それがやっぱり二世帯という支援、単独の子育てじゃなくしてですね、全体像を見た支援というのは、違った形で千代田区なんかはやっておられるんじゃないかなと。呼び込みもそうですけれども、やっぱり定住型を促進するという形、要するに転居というのは、じいちゃん、ばあちゃんがおられて、こっちへ、芦北町に呼び込む、そういうことも踏まえてやっておられます。子育てについても、非常に二世帯家族の子どもは、半生的にですね、いい育みがあるのではないかなというふうに私は思っていますので、非常にいい効果じゃなからうかと思えます。ネットで千代田区のこの住宅助成を見てみますと、非常にやはり具体的にですね、支援の策を考えてあります。これが6年ぐらいいかけて支援策をしてあります。6人から8人家族になったところは、1年目は8万円とかですね、8年ですね、8年にかけてやっております。8年目は2万4,000円、ずっと下がってきておりますけれども、8年をかけた助成をやっておられますね。全然いなくて3人家族になったというところもですね、やっぱり3万円、8年後は9,000円という形で、段階的にですね、こうして呼び込みをしてあるということは、この一局集中型のところさえもですね、こういう支援をしてあるということであればですね、やはり功を奏する定住型を考えていくべき必要はあるのではないかと思います。新たな取組ということで、これにもうたってあります。町長、いかがでしょうか。新たな取組という形で。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 近居ということでございましたからですね、近居に関連して答弁もさせていただきましたし、同居ではないわけですね。国交省の資料からいいますと、近居というのは車、電車で1時間以内のところに住んでおることです。ありますから、ここからいえばもう八代、あるいは熊本市も入ってくるわけですね、一部。ですから、かなりそういう事業に取り組むには検討を要するなという気がいたすわけでありまして、おっしゃることは十分わかります。二世帯よりも三世帯のほうがよりいいわけでありまして、今後の研究課題といたしたいと思いま

す。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それは町ですね、その取得とか、あれを決めればいいことであって、例えば山間地におられる方は、この街部におられる方も非常に、調査すると多いのではなかろうかと思います。じいちゃん、ばあちゃんは実家の山間地におられる。しかし、交通の便とか、子どもの学校とかの関係上、街部に下りて生活をしている近居生活というのがありますので、ここに助成をどうするのかは今後の課題かも知れませんが、それとよそに、他町村に住んでいる方もおられますので、それを呼び込むために、芦北町に在住してもらおうとか、そういう形の方法も独自で考えられたほうがいいのではないかというふうに、私は思っております。町長の手腕ですので、多分できると思います。不可能はないと思いますのでですね、これは今後に反映する事業計画ですので、提言型という形でですね、やはり新しく出発する総合計画もかんがみながらですね、27年度から計画するのが非常に多いございます、いろんな計画書もですね。それに盛り込んでいくというのは、一番施策の中の基本ではなかろうかというふうに思いますので、そういうことで否定せずにですね、謙虚に受け止めていただければなというふうに思っております。

次に、3番目の土砂災害の警戒という形で、もうやっておられるというふうに、私も家で防災マップとか見てですね、大分変わってきたわけであります。また、要支援者のほうの家族の把握も今作成中だというふうに感じておりますけれども、これが本当に功を奏するのは、やはり私は訓練だと思います。周知、訓練、日頃こういうことが想定してありますよと、訓練ではなかろうかと。この前の長野やったですかね、地震のときに、やっぱり訓練されてるから死亡の原因に至らなかったということですので、そういうことで、町長、総務課長でも構わんとですけども、今後ですね、そういう地域があると思います。土砂災害に近い、台風だけじゃなくして、近いところ、それを想定してですね、だいたいもう分かっていますので、訓練を自主的にですね、地域で区長さんあたりを取り巻きながらですね、やるという計画も立てる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もっともな御提言でございます。避難訓練とかですね、災害に対する行動計画の策定とか、そういうことを進めておりますが、具体的にその訓練を実施するようになっておりますので、総務課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） ただいま町長のほうからも御答弁がありましたとおり、来年明けますと避難訓練を含めました自助の部分の部分がたいへん重要になってまいります。

し、自主防災組織等の促進のほうもですね、併せて行う意味におきまして、防災訓練を来年の明けて2月に予定をしております。また、その折は、議会のほうにもですね、御連絡をいたしますので、御参加いただいて、御認識を新たにしていいただければ結構かと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 所管の閉会中の調査の中にもうたっておりますし、この大きなマップがありますので、これも私もいつも机の上に置いてですよ、眺めておりますけれども、非常にやっぱり振興局、町と連携して箇所も明確にありますので、これをさらにですね、町民に掘り下げていって、自分の住んでいるところからなかなか離れにくい、大丈夫だろうという形が多うございますので、それをいかに訓練でやっていくかが重要かと思えます。

そして、NHKのクローズアップ現代でも8日、月曜日にですね、やっておりますが、建設残土というのがこの土砂災害に起きる可能性もあるということで報道されておりました。我が町にも建設残土がですね、今、工事をやっている熊本3号の土砂の廃土とかありますが、そういう建設残土の場所とかは周知して、災害がないような状況であるのか把握されておりますか、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 熊本3号の工事につきましては把握をしておりますが、町工事の残土につきましては白木地区に一応入れておるところでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに、公用地に今まで建設残土を捨てるようになっていましたから、それはやっぱり災害がもし発生すると、町の責任とかも問われるわけですので、それはきちっと把握して、災害がないのか、その地域に家屋とかあれば困るわけですので、そういうのはやっぱり把握して、必ず土砂災害がないようにするのは当たり前でしょう。御立岬とかもあるじゃないですか。そして、民間の新幹線の捨て場もあっておりますが、今、何らないんですけれども、民間のところに捨てるようにも、今場所がないものですから、なってきたおりますよね。そういうのも、やっぱり町の責任として、やっぱり把握して、ちゃんと指導すべきというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 先ほど、熊本3号を存じ上げませんと申し上げましたが、小田浦地区かと思えます。民間のところに入っております。こちら側が、陸側が鉄道になろうかと思えますので、現地等も見たいと思っております。確認したい

と思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはりそういうことで行政のやるべき仕事というのは、責任が問われることが非常に多いわけでありまして、重要な案件もあるわけでありますので、その点はきちっとですね、行政責任が問われないように、問われる前にやっとかんと、問われてどうのこうのというのは、もう災害が起きているわけですので、そういうことはやっぱりしっかりしてもらわないといけないなというふうに思っております。

副町長にお尋ねをします。やはりいろんな中の策定委員とか、そういう中の副町長でありますし、建設工事においてのいろんな問題もありますが、今後、予定価格とか、そういう中の中です、副町長、何かありませんか。いい名案とかは、今年最後です。

○議長（寺本修一君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 今ですね、予算にありますけれども、土砂の捨て場につきましてですね、やはり旧米倉産業のですね、掘削跡がございます。そこに捨てれば安全だということで、国交省のほうにもですね、紹介いたしまして、そこに町内で出た残土については処理をしております。

それから、先ほどの予定価格でございますけれども、最近ですね、国交省のほうから、法に基づいてですね、適正な予定価格を定めなさいというようなですね、ことも来ておりますので、今後そういう点も踏まえてですね、適正な工事予定価格を決めさせていただきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） もう最後になろうかと思っておりますけれども、いわゆる第一次産業も基幹産業でありますけれども、芦北町にとっては建設産業が潤わないと、やはり活性化は、そして雇用場はないんじゃないかというふうに思っております。町の発注の工事も以前とすれば大分少なくなっておりますけれども、やはり大事な予算でありますけれども、働く労働者といいますか、従事者においてはですね、やっぱり利益を求めるといことが企業として成り立っていかなければなりませんので、その積算のほうはですね、大きな今後の課題として、町長、町長からもしっかりやれということで答弁をお願いしたいんですけれども。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これまでは、あるいは一般的にですけれども、同じ成果品なら、安くできるに越したことはないわけでありまして、民間に発注した場合は、同程度の事業でもですね、民間が安くて、そしてその公的機関のほうが高いというよ

うな傾向がですね、あったわけでありますけれども、貴重な税金をお預かりして、それを再投資するわけでありますので、なるだけ経費は削減という姿勢でまいりましたが、経済情勢もかんがみて、あるいは地場産業育成という点からおきましてですね、私の指導どおり、先ほど副町長が答えてくれました。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、もうこれで時間も来ましたので、終わりたいと思います。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

—————○—————

日程第 7 総務常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第 8 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査（所掌事務）の申出

○議長（寺本修一君） 日程第7から日程第10までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の申出書のとおり提出されております。お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで、追加議事日程配付のため、しばらくお待ちください。

〔追加議事日程配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第 1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第1「文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出」についてを議題とします。

文教厚生委員長からお手元に配付の申出書のとおり提出されました。

お諮りします。文教厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とする

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、文教厚生常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第6回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞でございました。

—————○—————

閉会 午後1時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員